

第四次尾鷲市子どもの読書活動推進計画

～ 楽しい読書 本は未来へのとびら ～

2026年3月

尾鷲市教育委員会

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 第三次計画期間における取り組みと課題

1. 家庭、地域、学校等における読書機会の提供・・・・・・・・・・ 3
2. 子どもの読書環境の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 子どもの読書活動の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
4. 第三次計画の目標数値と実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第3章 基本構想

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
4. 目標数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1. 身近な読書環境の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2. 子どもの読書活動支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3. 関係機関との連携強化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 進捗管理の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

資料編

文部科学省「全国学力・学習状況調査」のうち、

- 児童質問調査（小学校第6学年）、生徒質問調査（中学校第3学年）の結果・・ 47
- 尾鷲市立図書館における子どもの利用状況の推移（平成27年度～令和6年度）・・ 48
- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・ 53
- 尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 55
- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

1. 計画策定の背景と趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことができないものです。

読書経験の積み重ね、つまり「読むこと」「考えること」「表現すること」の基礎となり、「書くこと」と併せて子どもの健やかな成長にとって極めて重要であり、子どもが社会のさまざまな変化に向き合い、課題を解決していくための資質や能力を育む大切な手段であると考えられています。

近年、国民の余暇時間の過ごし方は、スマートフォン、インターネット等のさまざまな情報通信技術を利用する時間の増加により変化が見られ、ライフスタイルも多様化しています。

子どもたちを取り巻く環境においても、デジタル社会の進展に伴う情報取得手段の変化や、学校におけるICT環境の整備等によるDX化が、子どもたちの「読書離れ」に対して少なからず影響を与えていることが指摘されています。

しかし、一方では、ICT機器が普及したことで、紙媒体の本だけでなく、より手軽に電子書籍に触れることで、読書に親しむ環境が整ってきています。

このようななか、国においては子どもの読書活動を支援するため、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、翌年の平成14年8月には、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校等において読書環境の整備を進めることを基本理念とする最初の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」が策定されました。

その後、5年ごとに計画が変更され、令和5年3月には第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

第五次基本計画では基本的方針として、「(子どもの)不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」が掲げられ、社会全体での子どもの読書活動推進に向け、学校、図書館その他の関係機関および民間団体との連携強化等が掲げられています。

三重県に目を向けると、平成16年に最初の「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、おおむね5年ごとの改定を経て、現在、令和7年3月に策定された「本よもうねっとプラン（第五次三重県子ども読書活動推進計画）」が策定され、社会全体で切れ目なく子どもの読書活動を支援・応援していくための体制づくりと、そ

の推進に向けての取り組み等が進められています。

そのようななか、本市においては、平成20年3月に「尾鷲市子どもの読書活動推進計画」を、平成28年3月には「第二次尾鷲市子どもの読書活動推進計画」を、そして、令和3年3月には「第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画（以下「第三次計画」という）」を策定し、子どもの読書活動の推進に関するさまざまな取り組みを進めてきました。

第三次計画は令和7年度で計画期間が終了することから、諸情勢の変化や第三次計画期間における取り組みの成果・課題を検証しながら、継続的に子どもの読書活動を推進するため、あらたに「第四次尾鷲市子どもの読書活動推進計画（以下「本計画」という）」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)」第9条に基づき策定するもので、国・三重県の計画との整合性を図りつつ、本市の「第7次尾鷲市総合計画後期基本計画」や「尾鷲市教育ビジョン」、「第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」推進の実現に向け策定します。

また、尾鷲市教育ビジョンにおける基本理念「未来を拓き、次代のお任せを担う人財(材)の育成」に基づき、すべての子どもがいつでもどこでも読書を楽しむことができ、自らの考えを深め、豊かな心を育むことができるよう、家庭・学校・地域など社会全体が連携して子どもの読書環境とその推進体制を整備するとともに、「第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」の目指す姿である「こどもの未来 明日をともに育むまち お任せ」の実現に向けて取り組みます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4. 計画の対象

本計画は、0歳からおおむね18歳までの子どもを対象とします。



1. 家庭、地域、学校等における読書機会の提供

読解力や知識の習得に限らず、想像力や論理的思考力、コミュニケーション能力など、生涯にわたる「生きる力」の基盤を育むうえで、読書は大きな役割を果たします。

そのため、子どもたちに、読書の楽しさ・面白さを伝える取り組みや本に触れる機会の提供、読書しやすい環境を提供することが大切であり、「家庭」「地域」「学校等」が、それぞれに取り組みを実施することはもとより、積極的に連携して取り組みを行うことが期待されます。

また、子どもの読書習慣を育むためには、家庭における環境づくりや読み聞かせなどの取り組みが重要であると同様に、乳幼児期の子どもが家庭以外で最も多くの時間を過ごす保育園や認定こども園等（※幼稚園については令和4年度末、全園が休園、令和6年度末廃園）においても、子どもが絵本や本に親しむ機会をより多く提供することが重要となります。

さらに、学校等には学校図書館（室）があり、児童・生徒たちが自己の成長に応じた自由で多様な読書を長期にわたって身近に楽しむことができる環境を整備するなど、子どもの読書習慣を育む上で極めて重要な役割があります。

一方、地域においては、市立図書館が「読書活動の中核的施設」として、幅広い年齢層の子どもたちに読書機会を提供するとともに、家庭や保育園、学校等のもとより、各地区のコミュニティーセンターや放課後児童クラブ等の子育て支援機関、ボランティア等と連携しながら、多様な読書体験の提供や啓発活動を積極的に行う役割を担っています。

第三次計画期間では、家庭・地域・学校等のそれぞれにおいて、読書機会の提供に関して次の通り具体的な取り組みを行い、子どもの読書活動の推進を図りました。

【1】家庭における読書機会の提供

家庭は子どもが初めて本に出会う場所であり、子どもの読書への興味や関心を育むうえで重要な役割を担っています。

家庭での読書活動を推進するためには、親等の保護者に対して幼児期からの読書の大切さを啓発することだけでなく、親子にとって楽しい読書体験の提供や、本を通じた親子のコミュニケーションのきっかけづくりに係る取り組み、また、暮らしのなかで子どもが自然に本に親しむことができる環境づくりのアドバイス等、子どもが幼いころからの子育てを通じて、親子で読書に対する興味・関心を高める取り組みが重要です。

第三次計画期間では、これらを推進するため、次の3つの方針に基づき具体的な取り組みを行いました。

- ア. 胎児期からの語りかけおよび乳幼児期からの読み聞かせの推進
- イ. 読書習慣づくり
- ウ. 読書活動の大切さについて理解を深める活動

<具体的な取り組み>

| No. | 取り組み項目 | これまでの取り組み概要 | 実施主体 (連携・協力) |
|-----|--------------------------------|--|-------------------------------|
| 1 | プレパパママ教室 (令和5年度まで) | 妊婦とその家族を対象に胎児期からの語りかけの大切さについて啓発を行った。また、赤ちゃん向け絵本の紹介や図書館の利用案内、赤ちゃん講座の紹介などを通じて、赤ちゃんとの新生活における読み聞かせの重要性について情報提供を行った。 | 福祉保健課 (市立図書館) |
| 2 | 9か月妊婦面談 における啓発 (令和7年度開始) | 妊婦面談時に胎児期からの語りかけの大切さについて伝え、赤ちゃん向け絵本のプレゼントを行った。 | 福祉保健課 |
| 3 | ブックスタート | 乳児家庭全戸訪問(すこやか訪問)時に家族が絵本を介して赤ちゃんに語りかけることの大切さを伝え、赤ちゃん向け絵本のプレゼントと市立図書館の赤ちゃん向け絵本リストの配布を行った。 | 福祉保健課 |
| 4 | ブックステップ | 子育て支援の一環として、幼児期から本に親しむきっかけづくりとその後の読書習慣につなげることを目的に、ブックスタート等によって絵本に親しむきっかけが作られた親子に対して幼児健診時におすすめ絵本リストの配布を行った。 | 福祉保健課 (市立図書館) |
| 5 | おはなし会 | 赤ちゃんから小学生までの発達段階に応じ、季節に合った絵本を選書することなどで、バリエーション豊かなおはなし会を実施した。また、「青空図書館」、「クリスマス特別企画」などのイベント時においても、おはなし会を開催した。 | 市立図書館 (図書館 ボランティア) |
| 6 | 家庭への 絵本の貸し出し | 家庭において子どもたちがいつでも気軽に本に触れる機会を増やすとともに、本を通じて親子が触れ合いながら楽しめる環境づくりを目標に、市立図書館や保育園、認定こども園において積極的に絵本の貸し出しを行った。 | 市立図書館 保育園 認定こども園 幼稚園 |
| 7 | うちどく 家読(家庭での 読書)の啓発 | 家庭での読み聞かせ等の重要性や子どもの読書習慣の大切さ、「家読」の具体的な取り組み方法等を啓発するパンフレットを活用し、親子で参加するおはなし会などで保護者に伝えるとともに、子育て中の世帯の目に触れやすいよう館内の児童書コーナーに配置し配布するなど周知・啓発を図った。 | 市立図書館 |

| | | | |
|---|-------------------|--|---|
| 8 | 読書の大切さに対する保護者への啓発 | 乳幼児期からの読み聞かせや読書の大切さを保護者に伝えるため、図書館だよりや、市の広報紙・ホームページ・SNSを活用するとともに、保育園・認定こども園、ちびっこひろばの「園だより」を通じて啓発を行った。また、学童期や思春期の子どもに対する啓発については、小・中・高等学校の図書館(室)を通じて啓発を行った。 | 市立図書館 保育園 認定こども園 幼稚園 小学校 中学校 高等学校 |
|---|-------------------|--|---|

<課題>

○9か月妊婦面談における啓発

新たに始まった福祉保健課が行う妊婦面談時の啓発において、今後、市立図書館が福祉保健課と連携することで、妊婦向け絵本コーナーの設置や絵本の読み聞かせ会への参加を促すなど、啓発の充実を図ります。

○ブックスタート

家庭に配布する絵本の選書や赤ちゃん向け絵本リストの作成等について、福祉保健課と市立図書館が連携して取り組みを進める必要があります。

○ブックステップ

家庭に紹介する絵本について幼児の発達に応じたより多様な図書から選書が行えるよう、また、子どもにとっての読書の大切さについてより多様な情報が共有できるよう、引き続き福祉保健課と市立図書館が連携して取り組みを進める必要があります。

○おはなし会

これまでおはなし会に参加したことがない世帯など、より多くの子育て世帯に参加してもらえるよう、おはなし会に関する情報発信方法や参加形式、募集方法などを改善する必要があります。

○家庭への絵本の貸し出し

近年、本市では出生数が年々減少しており、その影響もあってか市立図書館での絵本や児童書等の貸出冊数は年々減少傾向にあります。

そのようななかでも、引き続き子どもの発達段階に応じた図書の充実や来館者の目につき手に取りやすい配置(レイアウト)などの工夫、保育園等への団体貸出等の連携の継続が必要であるとともに、子育て世帯に絵本や児童書などの新刊情報やおすすめ図書等の情報を、よりの確に伝達することができる情報発信手段の構築が必要です。

○うちどく家庭での読書)の啓発

啓発の際には、家庭での取り組みについて好事例やアイデア等、具体的に提供することがより効果的であるとともに、子どもの発達段階に応じて、保護者への啓発だけでなく、子どもに対する働きかけを行う必要があります。

引き続き、保育園や認定こども園、小・中・高等学校と連携し、周知・啓発を行う必要があります。

○読書の大切さに対する保護者への啓発

引き続き、保育園や認定こども園、小・中・高等学校と連携し、周知・啓発を行う必要があります。

また、発達に応じた情報や具体的な情報を伝達することがより効果的です。

【2】地域における読書機会の提供

地域における子どもの読書活動の拠点には、市立図書館や地区コミュニティーセンターだけでなく、子育て支援センターや放課後児童クラブなど子どもの育成や子育て支援に関わる施設や機関があり、それぞれにおいて子どもたちが本に触れる機会を提供し、読書活動の普及と読書習慣の涵養に向けた啓発活動を積極的に行うことが求められます。

また、それぞれの拠点によって、家庭に身近な地域で利用できる拠点、保育園等に未就園の子どもがいる家庭も利用しやすい拠点、放課後や休日にも利用できる拠点など、性質の異なる特徴を有しています。

第三次計画期間では、これらの拠点を便宜上、「市立図書館」と「その他の施設」に区分して事業を整理し、読書機会の提供に係る具体的な取り組みを行いました。

①市立図書館における読書機会の提供

子どもにとっての図書館は、読みたい本を自由に選び、読書の楽しさを知ることのできる施設であるとともに、気軽に読書に関する質問ができる場所であり、保護者にとっても、子どものための本をじっくり選び、子どもの読書について気軽に相談できる場所である必要があります。

図書館は、子どもの読書活動を推進するうえで中心となる施設として、子どもや親子の多様な読書ニーズに対応すべく、総合的な読書体験や読書活動の提供体制を整備するとともに、次のとおり具体的な取り組みを行いました。

<具体的な取り組み>

| No. | 取り組み項目 | これまでの取り組み概要 | 実施主体 (連携・協力) |
|-----|-------------------|--|----------------------|
| 1 | 子ども向け行事の定期的な開催 | 季節に合わせた幼児向けのおはなし会、手作り絵本教室、小学1～3年生対象の子ども読書会を開催し、本への興味や関心を高める機会を提供した。 | 市立図書館 |
| 2 | ボランティアによるおはなし会の実施 | 図書館ボランティアと市立図書館職員が連携し、幼児向けの講座や幼児から小学生までを対象とした講座など、子どもの発達段階に応じたおはなし会を行い、子どもたちに本に親しむ機会を提供した。 | 市立図書館 (図書館ボランティア) |

| | | | |
|---|---------------------|---|--|
| 3 | 出張おはなし会・出張ブックトークの実施 | 幼稚園や認定こども園、小中学校でのおはなし会や、小学1年生や中学生を対象にしたブックトークを行い、子どもたちが本に親しむ機会や本への関心を高める機会を提供した。 | 市立図書館 (幼稚園) (認定こども園) (小学校) (中学校) |
| 4 | 読書相談の充実 | 保護者には、求めに応じて本の選び方や家庭での読書活動などについて多様なアドバイスを行った。また、子どもたちには、質問には分かりやすくていねいに対応（レファレンス）したほか、職員から子どもたちに声をかけ、本の紹介を行った。 | 市立図書館 |
| 5 | 施設見学および職場体験の受け入れ | 学校等からの要望に応じ、見学や職場体験を受け入れることで、児童・生徒たちの本や読書に対する興味・関心を高める機会を提供した。また、市の子育て支援事業「子育てHAPPYDAY」の仕事体験イベントでは、幼児にも簡易的に図書館の仕事を体験してもらい、市立図書館に親しみを感ずってもらう機会を提供した。 | 市立図書館 (小学校) (中学校) |
| 6 | 展示コーナーの充実 | 子どもの発達段階やテーマに沿ったおすすめ本の展示コーナーを設け、本との出会い、読書に親しむ機会や本を読む楽しさの提供に努めた。 | 市立図書館 |
| 7 | ブックリストの作成・配布 | 小学校低学年を対象として発達段階に応じた図書を紹介するブックリストを作成し、市内小学校を通じて全対象児童に配布した。 | 市立図書館 (小学校) |

<課題>

○子ども向け行事の定期的な開催

子どもの人口が減少し行事への参加者も減少傾向にあるなか、これまで本や読書に興味を持たなかった子どもたちが少しでも興味を持ち、行事に参加しやすい環境を整備することが重要です。

従来の取り組みにおける良さは継承しつつ、周知・募集方法や参加形態、企画内容などについて継続的に工夫・改善していく必要があります。

○ボランティアによるおはなし会の実施

人口減少や高齢化などにより図書館ボランティアの人数が減少することで、おはなし会の開催数も減少傾向にあります。

引き続き図書館ボランティアの確保に努めるとともに、養成についても検討する必要があります。

○出張おはなし会・出張ブックトークの実施

おはなし会やブックトークを通じて、より多くの子どもたちに「本を読んでみたい」と思わせるためには、読書意欲を喚起するテーマ作りやトーク技術が必要であり、職員の技能向上やさまざまな工夫が求められるとともに、対象年代についても

範囲を広げていく必要があります。

○読書相談の充実

読書相談の充実を図るには、利用者の好みや傾向の分析、自らが多くの図書を読むことなどを通じて職員一人ひとりが本に対する知識や見識を高めるとともに、図書館の蔵書を十分に把握するなど、引き続きレファレンス能力向上のための努力を継続することが重要です。

○施設見学および職場体験の受け入れ

施設見学や職場体験は、子どもたちと図書館の距離を縮め、図書館や読書への興味や親しみを深める効果があることから、引き続き積極的な受け入れが必要です。

○展示コーナーの充実

テーマ性のある展示は利用者の興味を引き読書意欲を高める効果があることから、これまで以上に子どもたちの興味を引くテーマやレイアウトを工夫した展示を行うなど、引き続き充実を図る必要があります。

○ブックリストの作成・配布

ブックリストの作成には、新しく出版された本だけでなく、過去に出版された本も含めて幅広い選択を提示することが必要です。

また、対象年齢の拡大や、テーマ別ブックリストの作成などの検討も必要です。

②その他施設における読書機会の提供

地域には、子どもが読書に親しむことができる拠点として、住民が気軽に利用できる図書室を有する「コミュニティーセンター」のほか、妊娠・出産期から保健師が親子や家庭の相談・支援に関わる「福祉保健センター」、保育園等に就園していない家庭の子どもが通うことができ保育士による保育体験や子育て相談が受けられる「子育て支援センター」、放課後家庭に保護者がいない場合など家庭にかかわって子どもを預かってくれる「放課後児童クラブ」など、子育てを支援する施設や機関があります。

子どもたちが、より多くの本に触れる機会を提供するため、それぞれの施設が特性を生かし、次のとおり具体的な取り組みを行いました。

<具体的な取り組み>

| No. | 取り組み項目 | これまでの取り組み概要 | 実施主体 (連携・協力) |
|-----|-------------------------|---|----------------------------|
| 1 | 子育て支援センターにおける本に触れる機会の提供 | 保育園・認定こども園に在園していない就学前の親子等が通う子育て支援センター「ちびっこひろば」では、図書館ボランティアの協力を得ながら読み聞かせを行い、子どもたちや親子が本に親しむ機会を提供した。 | ちびっこひろば (図書館 ボランティア) |

| | | | |
|---|--------------------------|--|---------------------------|
| 2 | 放課後児童クラブにおける本に触れる機会の提供 | 放課後、家庭に保護者がいないなどの理由で小学生たちが通う放課後児童クラブに市立図書館が団体貸出による配本を行い、放課後児童クラブ職員による読み聞かせや児童が自ら読書できる環境づくりを通じて、子どもたちが本に親しむ機会を提供した。 | 放課後児童クラブ (市立図書館) |
| 3 | 地区コミュニティーセンターへの児童書団体貸し出し | 地区コミュニティーセンターへ定期的に絵本・児童書の団体貸し出しを行い、市立図書館の利用が不便な地区の子どもたちが本に触れる機会を増やす取り組みを行った。 | 市立図書館 (各地区コミュニティーセンター) |
| 4 | 福祉保健センターにおける本に触れる機会の提供 | 来訪した親子が興味を持てるよう、赤ちゃん相談時や幼児健診時および福祉保健センター受付の待合いロビーに絵本を設置し、親子が絵本に触れる機会を提供した。 | 福祉保健課 |

<課題>

○子育て支援センターにおける本に触れる機会の提供

これまで市立図書館からの図書の団体貸出が行われていないことから、保育園等と同じく市立図書館の団体貸出を行うなど、子どもたちや親子が絵本に親しむ機会の充実を図る必要があります。

○放課後児童クラブにおける本に触れる機会の提供

現在、市立図書館からの図書の団体貸出が行われていないクラブもあることから、市立図書館は各クラブとの連携を強化し、すべてのクラブで定期的に団体貸出を行うなど、子どもたちが本に親しむ機会を充実させる必要があります。

○地区コミュニティーセンターへの児童書団体貸し出し

対象地区に住む子どもが減少するなかにおいても子どもの多様な読書機会を確保する必要があることから、引き続き地区コミュニティーセンターへの団体貸出を行う必要があります。

○福祉保健センターにおける本に触れる機会の提供

妊婦や赤ちゃん、子育て世帯が関わる機会の多い福祉保健センターと市立図書館が連携を強化することで、待合等への乳幼児の月齢・年齢に応じた絵本やブックリストの配置、図書館だより等を設置・配布するなど、来訪者が本や読書の大切さなどに興味を持ちやすくなる環境づくりが重要です。

【3】学校等における読書機会の提供

子どもの読書習慣を育むためには、乳幼児期や学童期、思春期など、子どもの発達段階に応じた読書体験を重ねることが重要となります。

家庭における取り組みと並行して、保育園などでは、絵本や本に親しむ機会を多くもつことが大切です。

また、小学校から高等学校などでは、学校図書館（室）などを通じて子どもの多様な興味・関心に応えるとともに、それらをいっそう深め・高める環境整備や読書体験の充実が求められます。

第三次計画期間では、保育園・認定こども園・幼稚園（※幼稚園については令和4年度末、全園が休園、令和6年度末廃園）を「保育園・幼稚園」として、また小・中・高等学校を「学校」として区分し、具体的な取り組みを行いました。

①保育園・幼稚園における読書機会の提供

乳幼児期における読書機会の提供は、子どもの健やかな成長と生涯にわたる読書習慣の形成のために重要であり、保育園・認定こども園では子どもたちが読書に親しむための多様な機会を提供しています。

また、子どもの発達段階に応じた絵本の選定や、子どもたちが絵本や物語に親しみをもちつつ魅力的で利用しやすい環境づくりが重要となります。

市内の保育園・幼稚園では市立図書館や図書館ボランティアの協力を得ながら、以下の2つのテーマに基づき各施設で具体的な取り組みを行いました。

ア 乳幼児期からの読み聞かせの推進

イ 家庭での読書活動の支援

<具体的な取り組み>

| No. | 取り組み項目 | これまでの取り組み概要 | 実施主体 (連携・協力) |
|-----|-------------------|--|---|
| 1 | 園での読み聞かせの充実 | 発達段階や子どもの興味・関心に応じた多様な絵本による読み聞かせを実施し、子どもたちが本を楽しむ機会を提供した。 | 保育園 認定こども園 幼稚園 |
| 2 | ボランティアによる読み聞かせ | 図書館ボランティアの協力を得ながら紙芝居や大型絵本を使った読み聞かせを行い、園児たちの興味や関心を引き出し想像力や共感力を育む機会を提供した。 | 保育園 認定こども園 幼稚園 (図書館 ボランティア) |
| 3 | 出張おはなし会 | 市立図書館職員による出張おはなし会を開催し、園児や保護者たちに絵本に親しむ機会を提供するとともに、保護者に読み聞かせの大切さを啓発した。 | 幼稚園 認定こども園 (市立図書館) |
| 4 | 家庭への絵本の貸し出し | 家庭での読み聞かせなど、親子が本を通じた触れ合いを楽しむ機会を提供するため、園による絵本の貸し出しを行った。 | 保育園 認定こども園 幼稚園 |
| 5 | 市立図書館からの団体貸し出しの活用 | 毎月、市立図書館からの団体貸出を利用して絵本コーナーを充実させ、園児たちが多様な絵本に触れる機会を提供するとともに、家庭への絵本の貸し出しの選択肢を増加させた。 | 保育園 認定こども園 幼稚園 (市立図書館) |

| | | | |
|---|---------|---|----------------------|
| 6 | 園だよりの発行 | 子どもの読書の大切さについて保護者の理解を深めるため、保育園情報誌や園だよりを通じて、保護者による読み聞かせの大切さや家庭での読書活動の重要性について周知・啓発を行った。 | 保育園 認定こども園 幼稚園 |
|---|---------|---|----------------------|

<課題>

○園での読み聞かせの充実

就学前の読み聞かせが小学生以降の読書への興味に影響を与えているとの指摘もあり、引き続き読み聞かせの機会を充実させていくことが必要です。

○ボランティアによる読み聞かせ

さまざまな工夫をしながら、引き続き図書館ボランティアによる読み聞かせを行うとともに、多様な読書体験の充実に取り組む必要があります。

○出張おはなし会

出張おはなし会については、市立図書館職員の一時的な減員などにより中断していますが、早期に体制を整え再開する必要があります。

また、実施の際には、保護者への啓発も兼ねて参観会等に合わせて実施するなど、園との調整が必要です。

○家庭への絵本の貸し出し

保育園・認定こども園が貸し出しを行う蔵書の充実は多様な園児や親子の読書体験につながることから、市立図書館が絵本の選書に協力するなど、連携を強化することが必要です。

○図書館からの団体貸出の活用

園における絵本の種類が増えることは、園児たちの読書への関心を高め、保育園による絵本の貸し出しの活性化につながることから、引き続き市立図書館からの団体貸出を積極的に活用する必要があります。

○園だよりの発行

園だよりについては印刷物を園内に掲示するほか、保護者等への連絡手段であるデジタルアプリを通じて、すべての保護者の世帯に通知されており、引き続きこれらを通じて読書の大切さの啓発に取り組む必要があります。

②学校における読書機会の提供

小・中・高等学校など学校における読書機会の提供は、児童・生徒たちの読書習慣を形成し、豊かな心を育てていく上で大変重要です。

児童・生徒たちの読書活動の機会を充実させていくためには、彼らの多様な興味・関心に応え、魅力的な図書に出会える場所として、学校図書館（室）の機能の強化や展示の充実、彼らの読書活動に対する司書教諭や学校図書館司書による支援の強化を図る必要があります。

また、市立図書館や学校図書館ボランティア等と連携した多様な取り組みを通して、児童・生徒たちの本への興味と読書意欲を高めるとともに、自ら進んで読書に親しむことができる環境作りが重要です。

各学校では、以下の4つのテーマに基づき具体的な取り組みを行いました。

- ア 継続した読書時間の確保
- イ 読書の関心を高めるための読書行事の取り組み
- ウ 授業での読書指導
- エ 家庭への啓発

<具体的な取り組み>

| No. | 取り組み項目 | これまでの取り組み概要 | 実施主体 (連携・協力) |
|-----|--|--|---|
| 1 | 朝読書等による 一斉読書の実施 | 児童・生徒が読書に親しむことを通じ、本への興味を高めることや、読書の習慣化、基礎的学力を定着させることなどを目的として「朝の10分間読書」など時間帯を工夫した一斉読書を実施した。 | 小学校 中学校 |
| 2 | 読み聞かせや ブックトークの実施 | 児童・生徒の読書意欲や読書への意識を高めることを目的に、学校図書館ボランティア、学校図書館司書、市立図書館職員、教職員らによる読み聞かせやブックトークを行った。 | 小学校 中学校 (学校図書館司書) (市立図書館) (学校図書館 ボランティア) |
| 3 | 読書への興味や 関心を高める 取り組み | 生徒たちの読書への関心を高めるため、読書会や、生徒同士で互いに本の紹介や話し合い、主張などを行うビブリオバトルを開催した。また、学校図書館(室)においても、生徒たちが本への関心度を高めるとともに多様な本との出会いにつながるよう、継続的に展示方法の工夫を図った。 | 中学校 高等学校 |
| 4 | 学校図書館(室)を 活用した「調べ学 習」の取り組み | 児童・生徒の主体的な学びの促進や、体系的思考力・判断力・表現力の強化、情報収集・活用能力の育成などを目的として、授業等において児童・生徒たちが学校図書館(室)を積極的に活用する「調べ学習」を実施した。 | 小学校 中学校 高等学校 |
| 5 | 図書委員会活動の 活性化 | 図書委員による「おすすめ本紹介」や「図書だより」の発行、学校図書館(室)の展示方法の工夫などを通じて、児童・生徒の読書意欲の向上と学校図書館(室)の利用促進を図った。 | 小学校 中学校 高等学校 |
| 6 | <small>うちどく</small> 家読(家庭での 読書)の啓発 | 「生活習慣・読書習慣チェックシート」やパンフレットを活用して「家読」の大切さを各家庭に伝えることにより、家庭内での本を通じたコミュニケーションや読書習慣の重要性を発信した。 | 小学校 中学校 (教育総務課) |

| | | | |
|---|----------|---|--------------------|
| 7 | 図書だよりの発行 | 学校での読書活動の取り組みや書籍に関わる情報を掲載した「図書だより」を定期的に発行することにより、児童・生徒の読書意欲の向上を図った。 | 小学校 中学校 高等学校 |
|---|----------|---|--------------------|

<課題>

○朝読書等による一斉読書の実施

朝読書等の一斉読書は、本に対する興味を高めるとともに読書を習慣付けるために有効であり、今後もさまざまな工夫を行いながら継続・充実することが必要です。

○読み聞かせやブックトークの実施

引き続き読み聞かせやブックトークの機会を確保・充実する必要があります。

特にブックトークは、学校によっては対象学年が限定されていることから、市立図書館職員と学校図書館司書、図書館教育担当等とが連携を強化し内容を工夫するなどして、より多くの学年の子どもたちが参加できる機会を設けることが必要です。

○読書への興味や関心を高める取り組み

義務教育期間における学校での取り組みは長期間の継続が期待できることから、読書会、ビブリオバトルなどの読書への興味・関心を高める取り組みや、朝読書等の児童・生徒たちの読書習慣を形成する取り組み、また、学校図書館（室）の利用促進につながる利用に対するオリエンテーションや図書の充実等、多様な取り組みを継続する必要があります。

○学校図書館（室）を活用した「調べ学習」の取り組み

「調べ学習」では、資料の選択やまとめ、考えの整理や発表などの過程を通じて、子どもたちが自ら考え行動できる力を身につけていくことができます。

児童や生徒たちの主体的な学びと成長を促すため、多様な資料が揃った学校図書館（室）を活用する「調べ学習」を積極的に実施する必要があります。

○図書委員会活動の活性化

学校図書館司書や図書館教育担当と図書委員会が協力して、さまざまな工夫を行いながらより多くの児童や生徒が本に親しむことができるよう、継続して活動の充実を図ることが必要です。

○家読（家庭での読書）の啓発

児童や生徒はもとより保護者に対しても「家読」に対する関心・意欲を高め、家庭での読書や本を通じた親子のコミュニケーションなどの習慣化を促進するため、「家読」の大切さの周知や取り組み事例の紹介などについて、保護者等連絡用のデジタルアプリなども活用し、継続して取り組む必要があります。

○図書だよりの発行

引き続き学校図書館司書や図書館教育担当と図書委員会が協力し合い、さまざまな工夫を取り入れながら図書だよりを発行することが必要です。

2. 子どもの読書環境の整備・充実

子どもの読書環境の整備・充実を図ることは、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動を推進するための基盤となります。

なかでも、市立図書館や学校図書館（室）においては、家庭の事情などに左右されることなく、また、一人でも利用できるなど、すべての子どもや児童・生徒が分け隔てなく読書に親しむことができる施設であることから、子どもたちの発達段階に応じた図書の充実を図ることはもとより、好奇心に溢れ、感受性が豊かな子どもたちの興味・関心に応じることができる施設であることが期待されます。

また、多くの蔵書を有するこれらの施設は、子どもたちにとって快適に本に親しむことができる環境であるとともに、子どもたちが安心して快適に本に親しめる環境を整備する必要があります。

図書館（室）という空間は、子どもたちの「物理的な居場所」だけでなく、絵本や物語の世界、海外や宇宙の果てなど、子どもたちが自由に想像を巡らせることができる「心の自由の居場所」ともなる重要な施設です。

第三次計画期間では、「市立図書館」「学校図書館（室）」のそれぞれにおいて、読書環境の整備・充実に関して次の通り具体的な取り組みを行い、子どもの読書の推進を図りました。

【1】市立図書館の整備・充実

市立図書館は、広く市民の読書活動を推進することはもとより子どもの読書活動を推進する施設として、子どもの発達段階や興味・関心に応じた多様で幅広い資料を収集するとともに、施設環境を適切に調整する必要があります。

点字絵本や点字図書など、障がいがあることで支援が必要な子どもも楽しむことができる蔵書についても充実を図る必要があるほか、施設内における区画の設定や分かりやすく利用しやすい書棚の配置、興味をひき手に取りたくなる図書配架の工夫など、子どもたちや子育て世帯がより快適に読書に親しむための環境調整を行うことも大切です。

さらに、市立図書館は、市内における子どもの読書活動を総合的に推進する中心的な施設として、子育て支援機関や学校、ボランティアなどの関係機関（者）と効果的に連携を図る役割を担っています。

こうした図書館機能を十分に発揮するうえで専門的な役割を果たすのが司書であることから、市立図書館においては、司書の確保と資質向上、専門性の発揮が求められています。

第三次計画期間では、これらを推進するため、次のとおり具体的な取り組みを行いました。

<具体的な取り組み>

| No. | 取り組み項目 | これまでの取り組み概要 | 実施主体 (連携・協力) |
|-----|---------------------------|---|----------------------------|
| 1 | 児童書等の充実 | 図書館ボランティアの意見などさまざまな要望を取り入れて絵本や紙芝居を収集した。特に中高生の利用促進につなげるため、YA（ヤングアダルト）図書をはじめとする図書の収集・充実を積極的に行った。 | 市立図書館 |
| 2 | わかりやすい館内表示と利用しやすい環境作りの工夫 | 新刊や季節を題材にした本だけでなく、子どもたちが興味や関心を示す本を子どもの目につきやすい場所に配置し、手に取って気軽に眺めることができるよう工夫した展示を行った。 | 市立図書館 |
| 3 | 障がいのある子どもの利用に役立つ図書資料の充実 | 利用割合の少なさを理由に、わずかな点字絵本の購入に止まった。 | 市立図書館 |
| 4 | 図書館ボランティアの活動の機会および資質向上の支援 | 図書館ボランティアの活動の場を広げる取り組みとして「おはなしのひろば」や「おはなしだっこ」においてわらべうたや手あそび、工作などを加えた特別企画を開催した。また、人手が必要な場合は図書館職員が協力するなど活動の場づくりを支援した。 | 市立図書館 |
| 5 | 図書館職員の資質向上 | 子どもの読書活動に関する知識や技能の向上を図るため、職員が積極的に各種研修へ参加するとともに、読み聞かせやブックトーク等の実践を通じて研修成果の定着化を図った。 | 市立図書館 |
| 6 | 学校図書館司書等との情報交換 | 小中学校図書館司書や教職員の協力のもと、実施した図書館職員によるブックトークなどの機会を利用して、児童・生徒の読書活動についての情報交換を行うなど連携を図った。 | 図書館 教育総務課 小学校 中学校 |

<課題>

○児童書等の充実

引き続き、子どもの発達段階や興味・関心に応じて多様な図書の充実を図る必要があります。

○わかりやすい館内表示と利用しやすい環境作りの工夫

引き続き、子どもや子育て世帯の保護者などにわかりやすい案内や展示、図書の配置を行うとともに、新刊図書やテーマごとの展示など、おすすめ図書や関連図書等が利用しやすい館内環境の工夫に努める必要があります。

○障がいのある子どもの利用に役立つ図書資料の充実

市立図書館は、障がい者のニーズを十分に把握することで、障害のある子どもに役立つ図書資料を、より計画的に整備する必要があります。

○図書館ボランティアの活動の機会および資質向上の支援

引き続き、多様な企画やイベント等の開催を通じて、図書館ボランティアの活動の機会や資質向上につながる取り組みを行う必要があります。

○図書館職員の資質向上

引き続き、職員一人ひとりが多様な研修に参加するとともに、他の職員や学校司書などとの連携・情報共有、読み聞かせなどの実践を通じて、普段から積極的に資質向上に取り組む必要があります。

○学校司書等との情報交換

市立図書館職員の一時的な減員などにより、ブックトークなど小中学校との連携行事が減少し情報交換等の機会が減少しているため、早期に体制を整え再開を図る必要があります。

また、市立図書館と高校図書館との情報交換についてはこれまでほとんど行われておらず、今後は積極的な連携を図る必要があります。

【2】学校図書館（室）の整備・充実

学校図書館（室）は、すべての学校（小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に置かなければならないと規定されており、なかでも義務教育課程にある図書館（室）は、すべての子どもたちが多様な図書や情報に触れることができる重要な施設です。

また、読書活動に利活用されるだけでなく、調べ学習や各教科等で活用される場となるなど教育課程の円滑な展開に寄与するほか、放課後における子どもたちの居場所や、家庭や地域における読書活動を支援する場としての役割も有しています。

子どもたちは、その成長とともに多様な読書体験を通じて、「思考力・判断力・表現力」や「情報活用能力」など、生涯の基盤となる力を伸ばしていきます。

子どもたち一人ひとりのニーズに対応する多様な図書や設備等を充実させ、その活用を図ることで、児童や生徒たちの自発的な学びと探求を深めるとともに、読書活動のさらなる活性化につなげることが期待されます。

第三次計画期間では、これらを推進するため、次のとおり具体的な取り組みを行いました。

<具体的な取り組み>

| No. | 取り組み項目 | これまでの取り組み概要 | 実施主体 (連携・協力) |
|-----|-------------------|--|--------------------|
| 1 | 学校図書館（室） 資料の整備 | 子どもの発達段階や幅広いニーズに応じた図書の充実に努めるとともに、児童や生徒が読書に組みやすいよう、その時読みたいと思う本や流行している本等の整備を行った。 | 小学校 中学校 高等学校 |

| | | | |
|---|-----------------------------------|--|-----------------------|
| 2 | 本の展示、レイアウトの工夫 | 特設コーナーを設けるなど本の見せ方を工夫することにより、子どもが本に興味を持ち、読みたいと思える環境づくりを行った。 | 小学校 中学校 高等学校 |
| 3 | 市立図書館からの団体貸出の活用 | 一部の小学校からのリクエストに応じ、市立図書館からの団体貸出による定期的な配本を行った。 | 市立図書館 (小学校) |
| 4 | 学校図書館ボランティアの資質向上の支援および学校図書館司書との連携 | 学校司書が各学校を巡回し、各校における図書館担当教諭や学校図書館ボランティアとの連携を図りながら各校における読書活動推進に対する取り組みの充実を図った。また、これらの活動実践を通じて学校図書館ボランティアの資質向上につながった。 | 小学校 中学校 (教育総務課) |

<課題>

○学校図書館（室）資料の整備

引き続き、児童や生徒の発達段階に応じて興味や関心の湧く図書を揃えるとともに、調べ学習にも活用できる資料を揃えるなど、バランスを考慮した図書の充実を図っていく必要があります。

また、GIGAスクール構想により各児童・生徒に情報端末が配布されていることから、適宜、ICT機器を活用した電子図書の利活用についても検討する必要があります。

○本の展示、配置（レイアウト）の工夫

引き続き、児童や生徒が図書や読書に興味を持ち、手に取ってみたいくなるような図書の展示に努めるとともに、子どもたちが本との出会いや発見を楽しみ、かつ、判りやすい配置によって思わず通いたくなる魅力的な学校図書館（室）となるよう、学校図書館（室）の魅力を高める工夫に努める必要があります。

○市立図書館からの団体貸出の活用

学校図書室（館）の蔵書を補完し児童・生徒たちが興味をもつ図書を充実させる取り組みとして、市立図書館の団体貸出の活用を積極的に図るとともに、市立図書館は各学校に団体貸出利用の働きかけを行うなど連携を強化する必要があります。

○学校図書館ボランティアの資質向上の支援および学校図書館司書との連携

引き続き、各校を巡回している学校図書館司書と各学校の図書館教育担当者や学校図書館ボランティアが連携を図り、学校図書館ボランティアの資質向上と支援に努める必要があります。



3. 子どもの読書活動の普及・啓発

市立図書館は、広く市民の読書活動を推進する中核施設として、子どもたちの読書活動がもつ意義や重要性について、保護者や周囲の大人たちの理解と関心を深めるために啓発活動を積極的に行う必要があります。

これらの活動は、単なる知識や情報を伝えるだけでなく、多様な読書の魅力を「体感」として伝えることが極めて重要です。

また、近年ではICT機器が普及し、電子書籍などにより身近で手軽に読書を楽しむ環境が整っていることから、図書館を利用することができない家庭においても子どもの読書活動を推進する上で、これらを有効活用することが期待されます。

周知や啓発を効果的に行うには、全国的に子どもの読書活動の推進を目的とする「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」、「読書週間」といった機会において、子どもたちの本や読書に対する興味や関心を向上させる取り組みを積極的に実施する必要があります。

第三次計画期間では、これらを推進するため、次のとおり具体的な取り組みを行いました。

<具体的な取り組み>

| No. | 取り組み項目 | これまでの取り組み概要 | 実施主体 (連携・協力) |
|-----|-------------------|--|-----------------|
| 1 | 「子ども読書の日」における啓発 | 市のホームページへの掲載やポスターの掲示、「図書館だより」の発行やコーナーの設置といった複数の広報手段を組み合わせ、子どもの読書活動に係る周知に努めた。 | 市立図書館 |
| 2 | 「子ども読書の日」における関連事業 | 子どもたちが「子ども読書の日」を機に本や読書に興味や関心を示してくれるよう、市立図書館で季節に沿った企画によるおはなし会を開催した。 | 市立図書館 |
| 3 | 読書週間における子ども向けイベント | 親子で絵本に親しむ機会を増やす取り組みとして「読書週間」に合わせたイベント時において、子どもたちに対する読み聞かせや絵本のリサイクルなどを行った。 | 市立図書館 |
| 4 | 各種情報の収集、提供 | 子どもの読書活動に関するさまざまな情報を収集するとともに、市広報紙やホームページ、図書館だよりやSNSなどを活用して情報提供を行い、子どもや親子の読書に対する興味の喚起や市立図書館の利用促進を図った。 | 市立図書館 |

※「子ども読書の日」：4月23日

※「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）

※「読書週間」（10月27日～11月9日）

<課題>

○「子ども読書の日」における啓発

「子ども読書の日」に関する周知・啓発については、市立図書館だけでなく、子どもの読書活動推進に関わる各施設等と連携して行うとともに、以降3週間に渡る「こどもの読書週間」と関連するうえ、4月30日の「図書館記念日」とも期日が近いことから、市立図書館においては合わせて多様な周知・啓発を行うことで、子どもの読書活動の推進や図書館利用の促進を積極的に図る必要があります。

○「子ども読書の日」における関連事業

「子ども読書の日」における関連事業はその後に続く「こどもの読書週間」や「図書館記念日」などとも関連し、子どもの読書活動を推進する上で最も気運の高まる時期であることから、市立図書館を中心に、図書館ボランティアや子育て支援に関わる福祉保健課や保育園、また、学校等とも連携を強化することで、子どもの読書活動の推進により効果的な事業展開を図る必要があります。

○読書週間における子ども向けイベント

子どもの読書活動を推進するため、引き続き関係者らと連携しながら読書週間におけるイベントの開催や、多様な周知・啓発活動を行っていく必要があります。

○各種情報の収集、提供

子どもの読書活動推進に係る多様な情報を収集するとともに、情報発信については、イベントや行事の告知に止まらず、保護者や子どもたちが本に対する興味・関心や読書意欲の向上につながるコラムやおすすめ図書の紹介など、継続的かつ積極的に発信する必要があります。



4. 第三次計画の目標数値と実施結果

第三次計画では、文部科学省「全国学力・学習状況調査」（資料編P47参照）における「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」との質問に対して「10分以上」と回答した市内の公立小中学生の割合（％）の平均値を家庭における読書習慣の定着度合を示す数値と捉え、そこから5％の向上を目指して計画の目標数値に設定しました。

しかし、計画期間中において、人と人との接触や他人が触れた物などから感染が広がる「新型コロナウイルス感染症」のまん延による未曾有のコロナ禍を経験し、人々の認識や行動様式が大きく変化するとともに、急速なICT機器の普及に伴いDXとメディアの多様化が大きく進むなど、急激に社会情勢の変化を迎えることとなりました。

その後、コロナ禍は終息を迎えましたが、未知のウイルスがもたらした「物を介した接触感染リスク」が全国の図書館に及ぼした影響は計り知れないものでした。

令和7年度に行われた同調査（現状値）では全国的にも読書離れが大きく進んだ結果となり、本市においても目標とした平均値は小学生で48.8％、中学生で38.1％と、平成27年度から令和元年度までの平均値と比較して、小学生で11.3ポイント、中学生で14.3ポイント減少する結果となりました。

この数値は、目標を大きく下回っているだけでなく、読書習慣のある児童・生徒の割合が年を追うごとに低下していることを示しており、学校以外での読書習慣が十分に定着していない状況を表しています。

また、同様に、減少率から中学生の読書離れがより顕著であることが判ります。

本計画においては、これらの結果を鑑み、新たな方針と目標数値を定め、各事業における課題の改善を図りつつ子どもの読書活動の推進を図ります。

【目標数値と実施結果】

| 目指す成果 | 指標 | | 平成27年度から令和元年度までの平均値 | 第三次計画期間（令和3年度～7年度）目標数値 | 令和7年度調査における現状値 |
|-----------------|-----|---|----------------------------------|------------------------|----------------------------------|
| 家庭において読書習慣が身につく | 小学校 | 「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（*） | 60.1% (三重県62.7%) (全国64.6%) | 65.1% | 48.8% (三重県50.4%) (全国53.2%) |
| | 中学校 | | 52.4% (三重県47.6%) (全国51.4%) | 57.4% | 38.1% (三重県36.4%) (全国40.4%) |

（*）文部科学省「全国学力・学習状況調査」より

1. 基本理念

～ 楽しい読書 本は未来へのとびら ～

私たちは、読書活動を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとすることができます。読解力や思考力、集中力や共感力を養うとともに豊富な知識を習得することができます。つまり私たちは、読書活動を通じて人生をより楽しむことができ、いっそう深く生きる力を身につけることができます。

子どもたちが本と出会い、出会いを通じて読書の楽しさを知り、やがて豊かな人間性と確かな生きる力を身につけていく——、このことは、読書活動が子どもたちの未来への扉を開くために重要な役割を果たすものであることを示しています。

本市の子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進する「第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」では、目指す姿として尾鷲市版こどもまんなか社会「こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ」を掲げ、従来の子育て支援の取り組み「子育てしやすいまちづくり」の充実を継続しつつ「こどもの未来を育むまちづくり」に係る「こども支援」の取り組みを重視しています。

本計画は、「こども支援」の取り組みとして、すべての子どもたちが自ら未来を切り開いていける力を育むことを目指し、「楽しい読書 本は未来へのとびら」を基本理念として子どもの読書活動の推進に取り組みます。

2. 基本目標

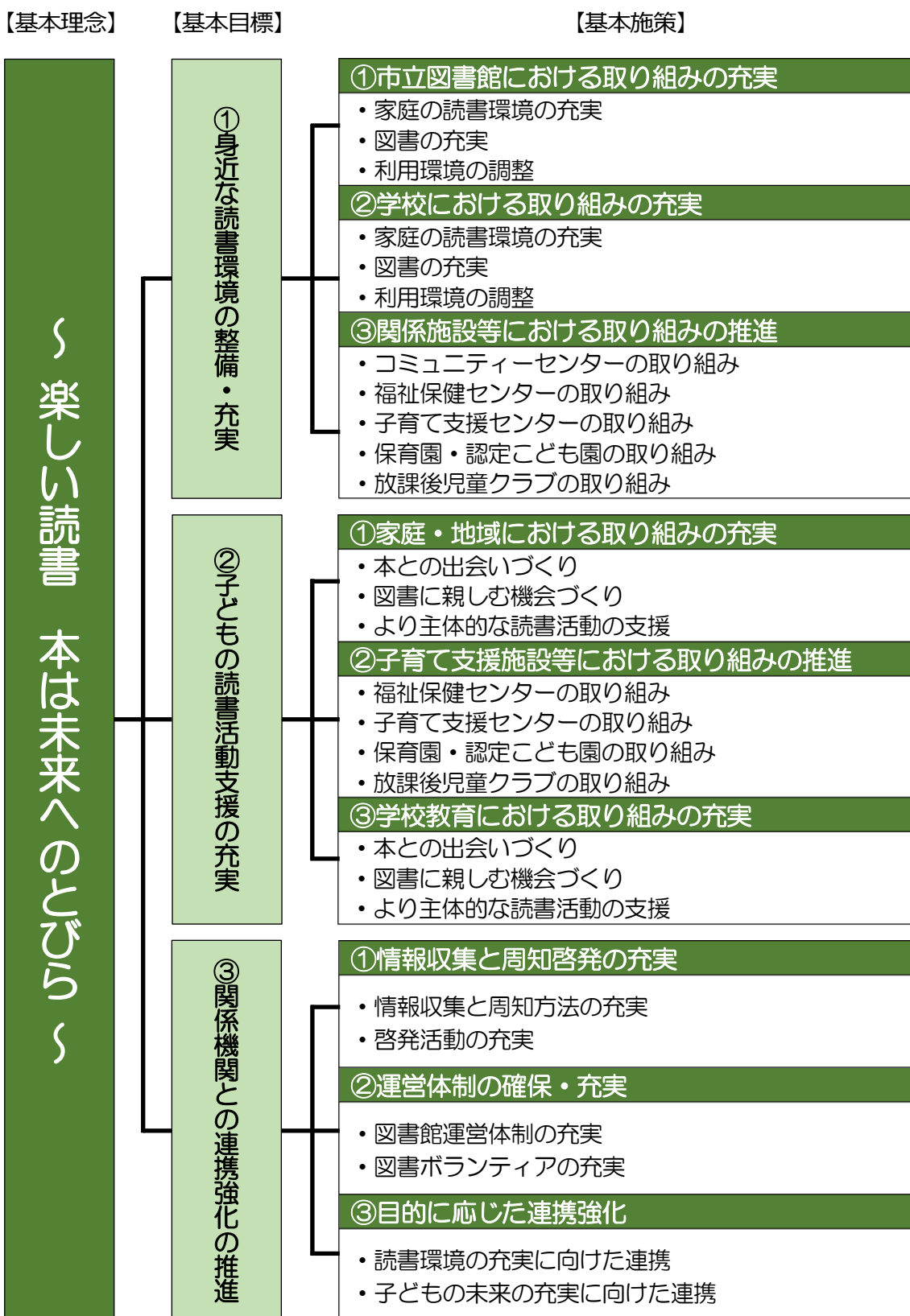
本計画では、子どもたちが読書活動や読書習慣を通じて多様な本に出会う機会を充実させるとともに、市全体で子どもの読書活動を支える体制強化を目指し、第三次計画における諸課題の改善を図りつつ取り組みを進めます。

そのためには、子どもの読書活動に関わるそれぞれの立場において、「図書館の充実や展示の工夫」、「本に親しむ機会の充実」、「読書活動の大切さの普及啓発」に取り組むとともに、市立図書館がそれぞれの関係機関の活動を「後押しする形で連携すること」により、その成果をいっそう充実させることを目指します。

これらを踏まえ、基本理念の実現に向けて次の3つの基本目標を掲げ、計画的に取り組みを進めていきます。

1. 身近な読書環境の整備・充実
2. 子どもの読書活動支援の充実
3. 関係機関との連携強化の推進

3. 施策体系



4. 目標数値

本計画における子どもの読書活動推進に係る進捗成果を判断する指標については、子どもの読書習慣の定着状況に関する調査結果において判断することとし、また、第三次計画との連続性や比較検証を行う意味からも、第三次計画と同様に文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」（資料編P47参照）における「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」との質問に対する回答結果を基準に目標数値を設定します。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」の結果によると、本市における学校以外で読書習慣のある児童・生徒の割合は年々低下している状況が伺えます。

その理由は、「スマートフォンやゲームに多く時間を割くようになったこと」や「SNSなど短文コミュニケーションの増加で長文に触れる機会が減ったこと」、さらには「家庭で本に触れる機会や図書館等の利用低下により、興味ある本と出会う機会が減少していること」などが考えられ、時代や環境の変化に伴うさまざまな要因によって読書にかかる時間が減少していることが伺えます。

第三次計画では、子どもの読書活動を推進すべく関係機関でさまざまな取り組みを実施しましたが、結果として十分な成果につながりませんでした。

本計画においては、それぞれの取り組みを改善・強化するため、家庭・地域・学校等の連携の要にあらためて市立図書館を位置付けるとともに、現在、計画中市立図書館の移転・拡充の機会を大きなチャンスととらえ、新たな取り組みを加えながら子どもの読書活動のいっそうの推進を図ります。

また、本計画の成果に係る目標数値については、令和7年度調査における現状値を5ポイント上回る数値と定め、新たな基本理念に基づく子どもの読書活動推進の取り組みを体系的かつ計画的に実施することで、その達成を目指します。

【本計画における目標数値】

| 目指す成果 | 指標 | 令和7年度調査における現状値 | 第四次計画期間（令和8年度～12年度）における目標数値 |
|-----------------|-----|------------------------------------|---------------------------------------|
| 家庭において読書習慣が身につく | 小学校 | 48.8% (三重県 50.4%) (全国 53.2%) | 53.8% ※令和7年度の現状値を5ポイント上回る数値を目標とした。 |
| | 中学校 | 38.1% (三重県 36.4%) (全国 40.4%) | 43.1% ※令和7年度の現状値を5ポイント上回る数値を目標とした。 |

(*) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」より

1. 身近な読書環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、すべての子どもたちが分け隔てなく、いつでもどこでも読書を楽しむことができる環境を整備することが最も基本的な取り組みです。

本施策では、次の3つの区分において、多くの蔵書を有する市立図書館や学校における取り組みを中心としつつ、乳幼児期から青年期まで、すべての子どもたちにとって身近な環境における読書環境のいっそうの充実を図ります。

【1】市立図書館における取り組み

【2】学校における取り組み

【3】関係施設等における取り組み

【1】市立図書館における取り組みの充実

市立図書館は、本市の全ての地域や子どもから高齢者まですべての市民を対象として、分け隔てなく読書環境を提供する中核的な施設であるとともに、市民の読書活動を支援・推進する役割を担っています。

子どもの読書活動の推進においては、次の3つの区分において取り組みの充実を図り、すべての家庭や地域における子どもの読書環境の充実を図ります。

ア. 家庭の読書環境の充実

イ. 図書の充実

ウ. 利用環境の調整

ア. 家庭の読書環境の充実

① 家庭の読書環境の充実（家庭への図書の貸し出し）

市内のすべての子どもたちが、家庭においていつでも気軽に本に触れ読書を楽しむことができるよう、また、本を通じた家族等とのコミュニケーションを楽しむことができるよう、利用者に市立図書館の蔵書から1回につき一人10冊まで図書の貸し出しを行います。

なお、市立図書館の利用が不便な周辺市街地においては、コミュニティーセンターを經由して貸し出しを行います。

実施主体：市立図書館

連携・協力：コミュニティーセンター

② 関係施設等への団体貸出の積極実施

市立図書館では、団体等に対する1回100冊までの団体貸出を「利用者による選書」または「市立図書館職員による選書」で行っています。

市内に所在する子育て支援関連施設や各学校等において、子どもたちの「魅力的な本との出会い」、「本の楽しさに触れる機会」を増やすことで、子どもたちの読書体験の充実と読書への関心を高めるため、各施設や学校等の職員と調整のうえ、団体貸出による各施設の蔵書の補完を積極的に行います。

また、中央公民館2階に整備が予定されている「こどものリビングルーム」に対しても、定期的な団体貸出を行います。

実施主体：市立図書館

連携・協力：子育て支援センター、保育園・認定こども園、学校、
放課後児童クラブ、福祉保健課、こどものリビングルーム

③ 地区コミュニティーセンターへの団体貸出（貸出可）

市立図書館の利用が不便な周辺市街地の子どもたちのために、各コミュニティーセンターに市立図書館職員の選書による定期的な絵本や児童書等の団体貸出と、それらのコミュニティーセンター利用者への貸し出しを継続して行うことで、子どもたちが本に触れる機会と家庭での読書機会を増やし、子どもたちの読書体験の充実と読書への関心を高めます。

実施主体：市立図書館・コミュニティーセンター

イ. 図書の充実

① 多様な図書の充実

子どもたちが「読みたい」と思える本との出会いを増やすため、乳児から高校生まで幅広くニーズを把握し、絵本や児童書、学びに役立つ図書資料や文学作品、YA（ヤングアダルト）図書、専門書など、多様な選書と収集に努めます。

また、整備・拡充が計画されている新図書館では、蔵書数が現在の約3倍となるためいっそうの充実を努めるとともに、従来の紙媒体の書籍に加えてICTとデジタル技術を活用したコンテンツの配置についても検討します。

実施主体：市立図書館

連携・協力：図書館ボランティア

② 障がいのある子どもの利用に役立つ図書資料の収集

障がいのある子どもの読書機会を確保するため、見て楽しむ本や触って楽しむ本、点字絵本や点字図書等の収集に努めます。

実施主体：市立図書館

ウ. 利用環境の調整

| ① 展示コーナーの充実 |
|--|
| 子どもの発達段階に応じたおすすめ本や、テーマに沿った図書選び、レイアウトの工夫などで展示コーナーを充実し、子どもたちが興味・関心を示す本と出会う機会作りに努めます。 |
| 実施主体：市立図書館 |

| ② 分かりやすい館内表示と利用しやすい環境づくり |
|---|
| 子どもや保護者等に分かりやすく、興味や関心を引く案内や表示、図書の配置を行うとともに、おすすめ図書や関連図書等が利用しやすい館内環境の工夫に努めます。 また、子どもや保護者等が、ゆったりと自発的な読書を楽しむ空間作りに努めます。 |
| 実施主体：市立図書館 |

| ③ 新図書館における設備の充実 |
|---|
| 整備・拡充が計画されている新図書館は、「市民のリビングルーム」として誰もがゆったり過ごせる居場所として整備されることが予定されています。 象徴的な「ヒノキの森」広場やゆったりとした「子どもコーナー」はもとより、乳幼児や児童向けに読み聞かせを行う「読み聞かせ室」や中高生の利用にも適した「個人ブース」、郷土学習に適した「郷土資料ルーム」が整備されるなど、乳幼児から高校生までの読書環境の充実を図ります。 また、従来の紙媒体の書籍に加え、ICTとデジタル技術を活用したコンテンツの配置についても検討します。 |
| 実施主体：市立図書館 |

【2】学校における取り組みの充実

学校では、すべての学校に学校図書館（室）が整備され、義務教育課程を通じてすべての子どもが児童・生徒期にかけて長期的に読書に親しむ環境が整備されるとともに、教育の一環として図書の活用が図られることがあります。

子どもの読書活動の推進においては、次の3つの区分において取り組みの充実を図り、児童・生徒期における子どもの読書環境の充実を図ります。

ア. 家庭の読書環境の充実

イ. 図書の充実

ウ. 利用環境の調整

ア. 家庭の読書環境の充実

① 家庭の読書環境の充実（児童・生徒への図書の貸出し）

児童や生徒たちが、家庭においていつでも気軽に本に触れ読書を楽しむことができるよう、また、本を通じた家族等とのコミュニケーションを楽しむことができるよう、児童や生徒たちに学校図書館（室）の図書の貸し出しを行います。

実施主体：学校、図書館教育担当、学校図書館司書

イ. 図書の充実

① 学校における図書資料の整備・充実

各学校は、学校図書館図書標準を満たす蔵書を学校図書館（室）に確保し、計画的な図書の更新・追加等を行うことで図書資料の整備・充実に努めます。

さらに、教室等にも図書コーナーを設けるなど、読書環境の充実に努めます。

また、GIGAスクール構想により児童・生徒に情報端末が配布されていることから、適宜、電子図書の活用についても検討します。

実施主体：学校、図書館教育担当、学校図書館司書

② 障がいのある子どもの利用に役立つ図書資料の充実

障がいのある児童や生徒の読書機会を確保するため、学校図書館（室）では見て楽しむ本や触って楽しむ本、点字絵本や点字図書等の収集に努めます。

実施主体：学校、図書館教育担当、学校図書館司書

③ 市立図書館からの団体貸出の活用

学校図書館（室）での読書や調べ学習の際、市立図書館からの団体貸出を活用することで学校図書館（室）の蔵書にない図書を補充し利用できることから、児童や生徒たちの読書体験の充実と読書への関心を高めるため、各学校の図書館教育担当と市立図書館とが調整のうえ団体貸出の活用を積極的に図ります。

実施主体：学校、図書館教育担当、学校図書館司書
連携・協力：市立図書館

ウ. 利用環境の調整

① 本の展示やレイアウトの工夫

学校図書館（室）では、児童や生徒が興味を持ち、手に取ってみたいくなるような図書の見せ方や、本との出会いや発見を楽しむことができるレイアウト、魅力的なテーマ別展示コーナーの設置などに努めます。

また、児童や生徒が、ゆったりと自発的な読書を楽しむ空間作りに努めます。

実施主体：学校、図書館教育担当、学校図書館司書

【3】関係施設等における取り組みの推進

子どもたちにより身近なところで読書環境を提供する施設には、市立図書館や学校図書館（室）以外にも地域に所在するコミュニティーセンターがあるほか、乳幼児が通う保育園や認定こども園、日中、保護者がいない家庭の小学生たちが通う放課後児童クラブなどの子育て支援施設等があります。

子どもの読書活動の推進においては、次の各施設等において、団体貸出を利用するなど市立図書館と連携を図るなどしながら取り組みの充実を図り、子どもの読書環境の充実を図ります。

- ア. コミュニティーセンターの取り組み
- イ. 福祉保健センターの取り組み
- ウ. 子育て支援センターの取り組み
- エ. 保育園・認定こども園の取り組み
- オ. 放課後児童クラブの取り組み

ア. コミュニティーセンターの取り組み

① 家庭の読書環境の充実（家庭への図書の貸し出し）

周辺市街地の子どもたちが家庭においていつでも気軽に本に触れ読書を楽しむことができるよう、また、本を通じた家族等とのコミュニケーションを楽しむことができるよう、利用者に施設の蔵書から1回につき一人10冊まで図書の貸し出しを行います。

なお、貸し出しについては、施設の蔵書だけでなく市立図書館から定期的に配本される団体貸出図書についても貸し出すことができます。

実施主体：コミュニティーセンター
連携・協力：市立図書館

イ. 福祉保健センターの取り組み

① 本に興味をもつ環境づくり

妊婦や赤ちゃん、子育て世代が関わる機会の多い福祉保健センターにおいて、待合ロビー等に簡易的な絵本コーナーを設けたり、乳幼児や小学生向けの絵本や図書を紹介するリーフレットやブックリスト、図書館だよりや新着図書案内等を配置することで、来訪した子育て世帯の親子等が、絵本や読書、読み聞かせを通じた子育てや市立図書館の利用等について興味をもつきっかけとなる環境づくりに努めます。

実施主体：福祉保健課
連携・協力：市立図書館

② 福祉保健センターにおける本に触れる機会の提供

妊婦や赤ちゃん、子育て世代が関わる機会の多い福祉保健センターにおいて福祉保健課と市立図書館とが連携し、赤ちゃん相談や幼児健診、保育園等入園手続きなど子育て世帯の来訪が多い時期に合わせて市立図書館からの団体貸出を活用することで、乳幼児の月齢・年齢に応じた絵本をロビー等に設置し、待合時間等に読書や本を通じた親子のコミュニケーションを楽しむ機会を提供します。

実施主体：福祉保健課
連携・協力：市立図書館

ウ. 子育て支援センターの取り組み

① 絵本コーナーの設置と充実

子育て支援センターでは、親子が気軽に絵本に触れ、絵本を通じた親子のコミュニケーションを楽しむことができるよう、施設内に子どもの発達段階に応じた図書を揃えたコーナーを設け、その充実に努めます。

実施主体：子育て支援センター

② 市立図書館からの団体貸出の活用

施設内での絵本を通じた親子のコミュニケーションや施設職員による読み聞かせの際、市立図書館からの団体貸出を活用することで施設の蔵書にない絵本を補充し利用できることから、施設を利用する親子の読書活動への関心を高めるため、施設職員と市立図書館とが調整のうえ団体貸出の活用を積極的に図ります。

実施主体：子育て支援センター
連携・協力：市立図書館

エ. 保育園・認定こども園の取り組み

① 家庭の読書環境の充実（家庭への絵本の貸し出し）

園児たちが、家庭においていつでも気軽に本に触れ読書を楽しむことができるよう、また、本を通じた家族等とのコミュニケーションを楽しむことができるよう、園児や保護者に施設の蔵書から絵本の貸し出しを行います。

実施主体：保育園・認定こども園

② 絵本コーナーの設置と充実

保育園や認定こども園では、園児たちが気軽に絵本を楽しむことができるよう、園内に子どもの発達段階に応じた絵本を揃えたコーナーを設け、その充実に努めます。

実施主体：保育園・認定こども園

③ 市立図書館からの団体貸出の活用

保育園や認定こども園での読書や読み聞かせの際、市立図書館からの団体貸出を活用することで施設の蔵書にない絵本を補充し利用できることから、園児たちの読書体験の充実と絵本への関心を高めるため、園職員と市立図書館とが調整のうえ団体貸出の活用を積極的に図ります。

実施主体：保育園・認定こども園
連携・協力：市立図書館

オ. 放課後児童クラブの取り組み

① 図書コーナーの設置と充実

放課後児童クラブでは、児童たちが気軽に本に触れ読書を楽しむことができるよう、施設内に子どもの発達段階に応じた図書を揃えたコーナーを設け、その充実に努めます。

実施主体：放課後児童クラブ

② 市立図書館からの団体貸出の活用

クラブ内での読書や読み聞かせの際、市立図書館からの団体貸出を活用することでクラブの蔵書にない図書を補充し利用できることから、児童たちの読書体験の充実と読書への関心を高めるため、クラブ職員と市立図書館とが調整のうえ団体貸出の活用を積極的に図ります。

実施主体：放課後児童クラブ
連携・協力：市立図書館



2. 子どもの読書活動支援の充実

家庭での読書の習慣化はもとより、子どもたちが自ら多様な読書活動を行うようになるためには、子どもたち自身が読書や読書活動の楽しさや魅力、意義等を実感することが必要な条件となります。

そのためには、図書に関する情報提供や本に親しむ機会を子どもたちに提供する取り組みから始め、次第により主体的な活動につながるよう子どもたちを支援することが効果的です。

本施策では、市立図書館や学校の取り組みの充実を中心とし、関連施設では本来の目的にそった形で読書活動を推進しつつ、次の3つの区分において、子どもたちが行う読書活動の支援の充実を図ります。

【1】家庭・地域における取り組みの充実

【2】子育て支援施設等における取り組みの推進

【3】学校教育における取り組みの充実

【1】家庭・地域における取り組みの充実

家庭や地域における子どもの読書活動を支援するうえで市立図書館は中核的な役割を果たすことから、次の3つの区分で多様な取り組みを行うとともに、関係機関等におけるニーズや課題に応じて協力・連携を図りながら取り組みの充実を図ります。

ア. 本との出会いづくり

イ. 図書に親しむ機会づくり

ウ. より主体的な読書活動の支援

ア. 本との出会いづくり

① 新着図書情報の積極的な提供

市立図書館における子どもの読書や図書の貸出利用を促進するためには、子どもを対象とした図書の充実を図ることはもとより、購入した新着図書等の情報を対象者に提供することが有効です。

絵本や児童書、YA図書などの新着図書やおすすめ本について、図書館だよりや新着図書案内、市広報紙などの紙面による周知はもとより、市HPやSNSなどのWeb情報や、保育園や学校、福祉保健課等における保護者や生徒向け連絡アプリやツールを通じて積極的な情報発信に努めます。

実施主体：市立図書館

連携・協力：保育園・認定こども園、学校

② ブックリストの作成・配布

子どもの発達段階に応じた推薦図書を紹介するブックリストを作成し、子どもたちが読みたい本を見つける手助けとすることで、読書意欲の喚起につなげるとともに本の多様な魅力を伝え、読書を習慣化するきっかけを提供します。

特に、各学校への配布を通じて、児童や生徒の自発的な読書の推進や図書委員会活動の活性化、学校図書館（室）や市立図書館の利用促進なども期待されることから、内容の充実や対象年齢を拡大したリストの作成に努めます。

実施主体：市立図書館

③ 読書相談の充実

市立図書館におけるレファレンスサービスの向上を図り、子どもや保護者の読書活動に係る多様なニーズにより早く、詳しく対応するなど読書相談を充実し、子どもの自主的な読書活動や家庭における親子等の読書活動を推進します。

実施主体：市立図書館

イ. 図書に親しむ機会づくり

④ おはなし会の充実

市立図書館では、図書館ボランティアの協力のもと乳幼児から小学校低学年を対象に開催しているおはなし会について継続して実施するとともに、より参加者が参加しやすい運営方法の改善や充実を図ります。

また、毎月第1木曜日と第2・第3土曜日の定期的な開催に加えて、図書イベントや子育て支援イベント等と連携した開催についても積極的に行います。

実施主体：市立図書館

連携・協力：図書館ボランティア、子育て5課、子育て支援団体

⑤ 出張おはなし会・ブックトークの充実

子どもたちが読書を好きになるためのきっかけづくりとして、図書館ボランティアの協力を得ながら、保育園等から小学校などにおいて乳幼児から概ね小学校低学年までを対象に行っている出張おはなし会を継続して実施するとともに、市内に所在する特別支援学校においても実施の拡大を図ります。

また、子どもたちの図書への関心を高めるため、概ね小学校高学年を対象としている出張ブックトークについて、中学生以上への対象の拡大を図ります。

実施主体：市立図書館

連携・協力：図書館ボランティア、学校図書館ボランティア、
子育て支援センター、保育園・認定こども園、
学校、図書館教育担当、学校図書館司書

⑥ 図書館イベントの充実

子どもや子育て世帯の親子らの本や読書、図書館等への興味・関心を高めるためには、多様な図書イベントの開催も有効であり、なかでも、全国的に子どもの読書への関心が高まる春の「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」や秋の「読書週間」に合わせて、魅力的な図書イベントを実施することがより効果的です。

さらに、季節の行事や周年行事、図書に関する受賞作品の発表や話題作の映像化などで世間の話題や図書への関心が高まる機会などに合わせて開催することや、多様な関係機関と連携したイベントを開催するなど、その充実に努めます。

実施主体：市立図書館

連携・協力：図書館ボランティア、子育て5課、子育て支援団体

⑦ 施設見学・職場体験の受け入れ

学校等が行う市立図書館への施設見学や職場体験は、子どもたちが市立図書館への興味や親しみをもつきっかけや、図書への興味・関心を高めるきっかけともなることから、継続して積極的に受け入れを行います。

また、整備が予定されている新図書館については、市民のリビングルームとして乳幼児から高齢者までの居場所としての施設整備が行われることから、保育園等からの施設見学も想定され、積極的な受け入れを行います。

実施主体：市立図書館

連携・協力：保育園・認定こども園、学校

⑧ 子育て支援イベント等への協力

子どもの人口が減少するなか、市立図書館の利用が少ない子どもや親子が少しでも本や市立図書館に興味をもつきっかけとなるよう、本市が取り組む子育てHAPPYDAYなどの子育て支援イベント等において、おはなし会の実施や図書イベントコーナーを設けるなど、積極的に協力します。

実施主体：市立図書館

連携・協力：図書館ボランティア、子育て5課、子育て支援団体

⑨ 子どもの居場所としての開放

共働き世帯の割合が増えるなか、保護者が昼間不在となる家庭の子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごせる居場所として、市立図書館やコミュニティーセンターを開放し、ゆったり読書を楽しむことができる環境を提供します。

また、整備が予定されている新図書館については、市民のリビングルームとして乳幼児から高齢者までの居場所としての施設機能の充実を図ります。

実施主体：市立図書館・コミュニティーセンター

ウ. より主体的な読書活動の支援

① 子ども読書会の開催

市立図書館では、おはなし会や図書イベントの取り組みと並行しながら、「放課後子ども教室事業」と連携し、小学校低学年を対象とした連続講座「子ども読書会」を開催しています。

講座に参加する子どもたちは、年間5回から10回にわたる多様な講座（絵本や紙芝居の読み聞かせ、詩や絵本の朗読、お絵かきやぬり絵表現、実験や工作など）に継続して参加し、体験や子ども同士の交流を通じて、より深く多彩な読書活動に関わることができます。

こうした取り組みは、子どもたちの読書への興味・関心を高めるとともに、読書の習慣化をはじめとした主体的な読書活動を推進する取り組みであることから、その継続と充実を図ります。

実施主体：市立図書館・放課後子ども教室
連携・協力：図書館ボランティア

【2】子育て支援施設等における取り組みの推進

乳幼児期からの読み聞かせや絵本を介したコミュニケーションなど読書活動を通じた保育や子育ては、子どもとの信頼関係の構築や子どもの多様な発達・成長に大きく寄与することから、子育て支援施設等においても普段から行われています。

それぞれの施設等では、目的やニーズに応じた読書活動の取り組みを継続して推進するとともに、市立図書館は、施設等の取り組み成果の向上に向けて連携した取り組みを推進します。

- ア. 福祉保健センターの取り組み
- イ. 子育て支援センターの取り組み
- ウ. 保育園・認定こども園の取り組み
- エ. 放課後児童クラブにおける取り組み

ア. 福祉保健センターの取り組み

① 9か月妊婦面談での絵本のプレゼント

保健師による9か月妊婦面談時において、妊婦等に胎児期からの語りかけや乳児期からの読み聞かせの大切さについて啓発しつつ、これから生まれてくる赤ちゃんのための絵本をプレゼントします。

また、市立図書館は、プレゼントする絵本の選書等に協力します。

実施主体：福祉保健課
連携・協力：市立図書館

② ブックスタート

保健師による乳児家庭全戸訪問時に、読書活動を通じた子育ての大切さについて啓発しつつ絵本をプレゼントし、すべての子どもの本との出会いづくりと絵本を介して親子が触れ合うきっかけづくりを支援するブックスタートの取り組みを継続して行います。

また、市立図書館は、プレゼントする絵本の選書や合わせて配布する赤ちゃん向け絵本リストの作成等に協力します。

実施主体：福祉保健課
連携・協力：市立図書館

③ ブックステップ

ブックスタートの取り組みの次のステップとして、幼児健診の際、親子の触れ合いや子どもの成長における読み聞かせなど読書活動の大切さを啓発し、また、家庭での親子の読書習慣の形成を促すため、幼児向けおすすめ絵本等を掲載したリーフレットを配布するブックステップの取り組みを継続して行います。

また、配布するリーフレットで紹介する図書については、市立図書館が選書に協力します。

実施主体：福祉保健課
連携・協力：市立図書館

イ. 子育て支援センターの取り組み

① 子育て支援センターでの読み聞かせ

保育園や認定こども園に在園していない就学前の子どもと保護者が通う子育て支援センターでは、引き続き職員による読み聞かせを行うとともに、市立図書館の団体貸出による絵本も活用することで読み聞かせの選択肢を広げます。

実施主体：子育て支援センター
連携・協力：市立図書館

② 図書館ボランティア・市立図書館職員による出張おはなし会

子育て支援センターでの職員からの読み聞かせに加えて、図書館ボランティアや市立図書館職員が絵本の読み聞かせやおはなし会を行うことで、いっそう子どもたちの読書への興味を引き出す機会の充実を図ります。

図書館ボランティアや市立図書館職員は、子育て支援センターのニーズに応え、センター職員や市立図書館との連携・協力のもと、園児たちが楽しい読書活動に親しむ機会を提供します。

実施主体：子育て支援センター、図書館ボランティア、市立図書館

ウ. 保育園・認定こども園の取り組み

① 園内での読み聞かせの充実

乳幼児期における読み聞かせは、子どもの発達や情緒の安定、保護者との絆を深める上で非常に重要な、豊かな人間性を育むための基盤となる活動です。

また、就学前の読み聞かせが、小学校以降の子どもの読書への関心に影響することから、保育園・認定こども園では、子どもの発達段階や興味・関心に応じるため、多様な絵本による読み聞かせを積極的に行います。

また、読み聞かせの際には、園での蔵書に加えて市立図書館からの団体貸出による絵本も活用することで、より多様な子どもの興味・関心に応じる選択肢を広げます。

実施主体：保育園・認定こども園
連携・協力：市立図書館

② 図書館ボランティア・市立図書館による出張おはなし会

保育園・認定こども園での保育士等からの読み聞かせに加えて、図書館ボランティアや市立図書館職員が絵本の読み聞かせやおはなし会を行うことで、いっそう子どもたちの読書への興味を引き出す機会の充実を図ります。

図書館ボランティアや市立図書館職員は、保育園・認定こども園のニーズに応え、保育士等や市立図書館との連携・協力のもと、園児たちが楽しい読書活動に親しむ機会を提供します。

実施主体：保育園・認定こども園、図書館ボランティア、市立図書館

エ. 放課後児童クラブの取り組み

① 放課後児童クラブにおける本に触れる機会の提供

共働き家庭等において、家庭に保護者がいないなどの理由で小学生が放課後等に通う放課後児童クラブでは、蔵書を利用して引き続き職員が読み聞かせを行うとともに、市立図書館からの団体貸出による絵本も活用することで読み聞かせの選択肢を広げます。

実施主体：放課後児童クラブ
連携・協力：市立図書館

【3】学校教育における取り組みの充実

教育活動を通じて子どもの人間的成長と学力の習得・向上を目指す学校では、子どもを指導・支援する組織体制が整っていることで、読書活動の推進においても、教師の継続的な関わりのもとで取り組めることや集団で活動が行えること、子どもたち同士による活動の実施や支援が行えることなど、より主体的な子どもの読書活

動を推進するうえで大きく寄与できる環境にあります。

教師の労働時間やワークライフバランス等に留意しつつ、本来の学校の目的である教育活動において行われる児童・生徒の読書活動について、次の3つの区分で取り組みを行うとともに、市立図書館が協力し、児童・生徒らの多様な活動を支援する取り組みの充実を図ります。

- ア. 本との出会いづくり
- イ. 図書に親しむ機会づくり
- ウ. より主体的な読書活動の支援

ア. 本との出会いづくり

① 児童・生徒たちへの図書案内の充実

児童・生徒の読書意欲の向上と学校図書館（室）の利用促進など読書活動を推進するため、図書館教育担当、学校図書館司書らが図書委員会や学校図書館ボランティアと協力して、図書館だよりなどを通じた図書委員や図書館教育担当、学校図書館司書による「おすすめ本」や学校図書館（室）の「新着図書」等の案内を行います。

また、市立図書館が作成した「(市立図書館の) 新着図書案内」や「ブックリスト」の活用、あるいは学校独自にブックリストを作成・活用するなど、児童・生徒たちへの図書案内の充実に努めます。

実施主体：学校図書館（室）、図書館教育担当、学校図書館司書
連携・協力：学校図書館ボランティア、図書委員会、市立図書館

イ. 図書に親しむ機会づくり

② 読み聞かせやブックトークの実施

学校図書館ボランティア、学校図書館司書、教師、図書館ボランティア、市立図書館職員らが連携・協力し、主に小学校低学年には学校図書館（室）や市立図書館からの団体貸出図書等による多様な図書を利用して読み聞かせの機会の充実を図ることで、子どもたちに本や物語の楽しさ、面白さを伝える取り組みを行います。

また、小学校高学年以降の児童・生徒たちには、子どもたちの自主的な読書を促す取り組みとして、おすすめ図書や良書、話題の図書など、魅力的な図書について関連付けて紹介するブックトークや、図書について語り合う読書会等の機会の充実を図ります。

実施主体：学校、学校図書館（室）、図書館教育担当、学校図書館司書
連携・協力：学校図書館ボランティア、図書館ボランティア、市立図書館

ウ. より主体的な読書活動の支援

③ 朝読書等の一斉読書の実施

授業が始まる前の朝のショートルームやお昼休みを利用した一斉読書は、児童・生徒たちの読書習慣の形成につながる重要な取り組みです。

時間を決めて一斉に興味・関心をもつ図書を自由に読むことで、読書の楽しさや面白さに気付き、本が好きになることや読書習慣の形成につながります。

また、取り組みの時間以外でも、友だち同士で互いに好きな本を紹介し合うなど本を通じたコミュニケーションを深めることで、さらなる読書活動の推進につながる効果も期待されます。

実施主体：小学校、中学校

④ 学校図書館（室）を活用した調べ学習の取り組み

授業等で効果的に学校図書館（室）の図書や資料を活用した「調べ学習」を行うことは、子どもの読書活動の一環として非常に大切な取り組みです。

課題についてより多面的に深掘りすることを通じて、図書資料やそれらを集集・保管する図書館の魅力や意義に気づくことができる取り組みであるとともに、主体的に取り組んだ児童や生徒たちの論理的思考力、情報活用能力、問題解決力などを育み、探求的な学びを深める効果も期待されるなど、児童や生徒の知的成長と学力向上にもつながることから、その充実に努めます。

実施主体：学校、学校図書館（室）

⑤ 家読（家庭での読書）の推進

児童や生徒たちの家庭における読書習慣の形成や読書を通じた家族のコミュニケーションの促進につなげるため、「家読」の取り組みを紹介するパンフレットや図書館だよりなどによる啓発を行うとともに、小中学校では「生活習慣・読書習慣チェックシート」の取り組みを通じて家庭での読書を実践する取り組みを行うなど、家庭での読書活動の推進を継続して行います。

実施主体：学校

⑥ 児童・生徒らによる読書会・ビブリオバトル等の実施

児童や生徒たちのより主体的な読書活動を推進するため、図書館教育担当や学校図書館司書らが図書委員会と協力し、必要に応じて市立図書館とも連携しながら、児童や生徒たちが、自分が好きな本について意見を発表し語り合う機会である読書会やブックトーク、ビブリオバトルなどの実施に努めます。

実施主体：学校図書館（室）、図書館教育担当、学校図書館司書
連携・協力：図書委員会、市立図書館

⑦ 図書委員会活動の活性化

児童・生徒たちの読書意欲の向上や読書活動の推進を図るためには、自分と同じ立場である児童・生徒たち同士が共感をもって活動することも大切です。

図書館教育担当や学校図書館司書らが児童・生徒らによる図書委員会と協力し、図書委員会の活動に助言・支援することなどで、より多くの児童・生徒たちが共に本に親しみ継続的に自主的な読書活動が行えるよう、活動の活性化を図ります。

実施主体：学校図書館（室）、図書館教育担当、学校図書館司書
連携・協力：図書委員会



3. 関係機関との連携強化の推進

乳幼児期から青年期までにわたる子どもの読書活動を推進するには、市立図書館や学校、子育て支援機関など、多くの機関の関わりが必要となることや、情報や取り組みが多岐に及ぶこと、専門性の確保やマンパワーの補完などが必要となること等から互いに連携が求められます。

その際、市立図書館は中核的役割を果たす必要がありますが、その前提として、それぞれの機関における本来の活動目的や、活動に占める子どもの読書活動支援の割合や方向性、労力や立場の違い等を理解したうえで、子どもの読書活動に係る取り組み効果の向上につながる連携が求められます。

本施策では、次の3つの区分において、連携強化の推進を図ります。

【1】情報収集と周知啓発の充実

【2】運営体制の確保・充実

【3】目的に応じた連携強化

【1】情報収集と周知啓発の充実

子どもの読書活動に係る情報は多岐に及ぶことから、市立図書館がもつ図書館ネットワークはもとより各関係機関との情報共有を図りつつ、周知啓発においても効果的な連携を図るよう、次の2つの区分において充実を図ります。

ア. 情報収集と周知方法の充実

イ. 啓発活動の充実

ア. 情報収集と周知方法の充実

① 子どもの読書活動に係る各種情報の収集

市立図書館では、県立図書館を始めとした県内各市町の図書館ネットワークを生かし、子どもの読書活動に関する多様な情報や最新の図書情報を収集することに努めます。

また、おはなし会やブックトーク、図書の団体貸出などを通じて、日ごろから図書館教育担当や学校図書館司書、ボランティアや保育士、保健師、子育て支援団体などともコミュニケーションを図り、子どもたちの多様なニーズの把握や子どもの読書活動を推進するうえでの課題の共有を図りつつ、多面的な情報の収集に努めます。

実施主体：市立図書館

連携・協力：図書館教育担当、学校図書館司書、図書館ボランティア、
保育園・認定こども園、福祉保健課、子育て5課、子育て支援団体

② 子どもの読書活動に係る情報提供の強化

市立図書館では、子どもの読書活動に係る多様な情報を収集するとともに、図書館だよりや新着図書案内、市広報紙やリーフレット、新聞記事等報道機関を通じた発表など、手に取って確認できる紙面による周知や、ポスターやPOPなど視認性の高い手段の活用はもとより、市HPやSNS、エリアワンセグ、また、必要に応じて保育園や学校、福祉保健課等における保護者や生徒向け連絡アプリやツールなど、即時性のあるWeb媒体を通じて積極的な情報発信に努めます。

また、情報提供手段については、対象となる情報の内容はもとより、その取り組みの目的や対象、伝達手段の特性等を考慮し、タイミングや周知期間なども含めて、より効果的な手段の選択や組み合わせによる発信に努めます。

実施主体：市立図書館

連携・協力：保育園・認定こども園、学校

イ. 啓発活動の充実

① 読書の大切さについての保護者への啓発

読み聞かせや本を通じた親子のコミュニケーション、子ども自らが行う読書ほか多様な子どもの読書活動は、子どもの成長・発達における多様な側面において、人生をより深く豊かに過ごすうえで必要な感性や能力を育むことにつながることから、引き続き、子どもにとっての読書活動の大切さについて、多様な手段を活用しつつ関係機関と連携・協力し、適宜、啓発を行います。

福祉保健課においては、幼児健診や家庭訪問の際等に啓発を行います。

保育園・認定こども園や各学校においては、園だよりや図書だよりなどを通じて、啓発を行います。

実施主体：市立図書館、福祉保健課、保育園・認定こども園、学校

② 保護者に対する「家読」^{うちどく}の啓発

子どもたちの家庭における読書習慣の形成や読書を通じた家族のコミュニケーションの促進につなげるため、「家読」の取り組みを紹介するパンフレットの活用をはじめとして多様な手段を活用しつつ、関係機関と連携・協力し、適宜、啓発を行います。

また、定期的を開催するおはなし会や、子ども読書週間における啓発時などにおいても、合わせて家庭における読書の大切さについて啓発します。

福祉保健課においては、幼児健診や家庭訪問の際等に啓発を行います。

保育園・認定こども園や各学校においては、園だよりや図書だより、生活習慣・読書習慣チェックシートなどにおいて啓発を行います。

実施主体：市立図書館、福祉保健課、保育園・認定こども園、学校

| | |
|--|--|
| ③ 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「読書週間」における啓発 | |
| <p>春の「子ども読書の日」や「図書館記念日」を含む「こどもの読書週間」の期間は、全国的に子どもの読書活動推進に係る取り組みが行われるなど気運が高まる時期であり、市立図書館においても関連イベントの開催や、関係機関と協力して子どもの読書活動推進について周知・啓発を行います。</p> <p>また、秋の「読書週間」も同様に取り組みを強化します。</p> <p>※「子ども読書の日」：4月23日</p> <p>※「こどもの読書週間」：4月23日～5月12日</p> <p>※「図書館記念日」：4月30日</p> <p>※「読書週間」：10月27日～11月9日</p> | |
| <p>実施主体：市立図書館</p> <p>連携・協力：保育園・認定こども園、学校、福祉保健課</p> | |

【2】運営体制の確保・充実

子どもの読書活動を推進する上で中核となる市立図書館および学校図書館（室）において、十分な機能を安定的に維持するための司書等専門人材の確保と、読書活動を支援するボランティアスタッフの確保・充実は重要な課題です。

これらに向けた取り組みについて、次の2つの区分において充実を図ります。

- ア. 図書館運営体制の充実
- イ. 図書ボランティアの充実

ア. 図書館運営体制の充実

| | |
|---|--|
| ① 市立図書館における運営体制の確保 | |
| <p>子どもはもとより市民の読書活動の推進とその基盤を支える市立図書館では、目的を達成するための組織体制が必要であることから、図書館における専門職である司書の計画的な配置と安定運営体制の確保に努めます。</p> | |
| <p>実施主体：市立図書館</p> | |

| | |
|--|--|
| ② 職員・司書等の資質向上の取り組み | |
| <p>子どもの多様なニーズに対応できることは読書の楽しさや魅力を伝える多くの選択肢を提示できることから、市立図書館や学校においては司書や職員が専門知識や技能の習得に努めるなど、資質向上を図ることが大切です。</p> <p>三重県が行う研修への参加や、講師を招いての講演会、おはなし会やブックトークの経験を重ねるなど、適宜、研修や実践を通じて研鑽に努めます。</p> | |
| <p>実施主体：市立図書館、学校図書館（室）、学校図書館司書</p> | |

イ. 図書ボランティアの充実

① 図書ボランティアの育成支援

市立図書館における図書館ボランティアや学校図書館（室）における学校図書館ボランティアは、地域や学校における子どもの読書活動を推進するために欠かせない存在であることから、市立図書館および学校はボランティアと連携しながらその確保に努めるとともに、ボランティアの活動の機会を提供することでその育成に努めます。

また、市立図書館においては、子どもや市民の読書活動を推進する社会教育施設であることから、図書ボランティア活動に携わる人や希望する人に対する関連情報の提供やボランティアの資質向上につながる活動および研修機会の提供等に努めます。

実施主体：市立図書館、学校

連携・協力：図書館ボランティア、学校図書館ボランティア

【3】目的に応じた連携強化

子どもの読書活動の推進における連携については、先にも述べたように市立図書館が中核となり、連携先機関とそれぞれの立場や目的を理解し合ったうえで、連携先機関の目的に応じた効果の向上につながる連携を行う必要があります。

これらに向けた取り組みについて、次の2つの区分において充実を図ります。

ア. 読書環境の充実に向けた連携

イ. 子どもの未来の充実に向けた連携

ア. 読書環境の充実に向けた連携

① 地域や家庭における読書機会の充実に係る連携

すべての子どもにとって、より身近な地域や家庭において多様な図書に触れる機会の充実を図るため、市立図書館は、保育園・認定こども園や各学校、子育て支援センターや放課後児童クラブ、コミュニティーセンター等との連携強化を図ります。

連携先と市立図書館の団体貸出制度の活用について協議し共通認識を形成したうえで、「市立図書館職員の選書」による団体貸出の積極活用を図るとともに、連携先との調整のうえ「利用者（連携先）の選書（リクエスト）」による団体貸出を合わせて活用することで、さらなる充実を図ります。

実施主体：市立図書館

連携・協力：子育て支援センター、保育園・認定こども園、学校、放課後児童クラブ、福祉保健課、コミュニティーセンター

イ. 子どもの未来の充実に向けた連携

① 読書活動を通じた子育て支援の充実に係る連携

乳幼児期からの読み聞かせや本を通じた親子のコミュニケーション等、安心・安全な家庭において親子が無理なく楽しみながら行える日常的な読書経験の積み重ねは、親子の絆を深め、子どもの感受性や好奇心、共感力を育むなど、子どもの健やかな成長と生涯にわたる図書への興味形成のために重要であることから、市立図書館は、福祉保健課が行う妊娠期からの子育て支援の取り組みや、保育園・認定こども園や子育て支援センター等との連携強化を図ります。

連携先におけるそれぞれの活動目的や内容、課題等に応じて、より良い効果が期待される関わり方について協議し共通認識を形成したうえで、相互に取り組みの充実を図ります。

実施主体：市立図書館
連携・協力：福祉保健課、保育園・認定こども園、
子育て支援センター、放課後児童クラブ

② 読書活動を通じた教育活動の充実に係る連携

子どもが興味・関心をもって自ら行う読書活動は、子どもの思考力や判断力、表現力や想像力の強化につながり、学校が行う教育活動とともに、子どもの主体的な学びと行動、自ら考える力の育成と子どもの成長をいっそう促進していくことから、市立図書館は、児童期から青年期にかけて体系的な教育活動を継続して行う各学校との連携強化を図ります。

学校教育における図書館教育の意義や取り組みについて協議し共通認識を形成したうえで、学校における活動の目的や内容に応じて、教員や図書館教育担当、学校図書館司書等との連携を図り、より良い効果が期待される関わり方について協議し共通認識を形成したうえで、相互に取り組みの充実を図ります。

実施主体：市立図書館
連携・協力：学校、学校図書館（室）、図書館教育担当、学校図書館司書



1. 進捗管理の取り組み

本計画の実効性を高めるためには、計画に携わる関係機関等が連携し、取り組みの進捗状況について定期的に確認と評価等を行い、必要に応じて計画の見直しを図ることができる進捗管理体制を構築することが重要です。

また、家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の充実と推進を目指すためには、実施機関それぞれの目標や課題、その他の情報を相互に共有し、より良い成果につなげるための連携協力体制を構築することが重要です。

そこで、市立図書館において、年度ごとの計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、関係機関ごとの多様な課題への対応やより良い成果につなげるための連絡会議として「尾鷲市子ども読書活動推進連絡会議（仮称）」の立ち上げとその運営に取り組めます。



【資料編】

＜文部科学省「全国学力・学習状況調査」のうち、

児童質問調査（小学校第6学年）、生徒質問調査（中学校第3学年）の結果＞

○月曜日から金曜日の1日あたりの読書時間（学校の授業時間を除く。電子書籍を含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）。

【小学校】質問調査対象：小学校6年生

単位：％

| 選択肢（回答） | | 2時間以上 | 1時間以上、2時間より少ない | 30分以上、1時間より少ない | 10分以上、30分より少ない | 10分より少ない | 全くしない | その他 | 無解答 |
|---------|--------|-------|----------------|----------------|----------------|----------|-------|-----|-----|
| 尾鷲市 | 平成28年度 | 6.5 | 13.7 | 22.6 | 28.2 | 16.9 | 12.1 | 0.0 | 0.0 |
| | 令和元年度 | 7.7 | 9.4 | 16.2 | 29.9 | 15.4 | 21.4 | 0.0 | 0.0 |
| | 令和3年度 | 11.7 | 4.9 | 22.3 | 14.6 | 17.5 | 29.1 | 0.0 | 0.0 |
| | 令和7年度 | 2.4 | 10.7 | 10.7 | 25.0 | 19.0 | 32.1 | 0.0 | 0.0 |
| 三重県（公立） | 平成28年度 | 6.1 | 9.5 | 18.8 | 28.0 | 16.2 | 21.3 | 0.1 | 0.0 |
| | 令和元年度 | 6.4 | 10.8 | 20.2 | 26.5 | 17.1 | 19.1 | 0.0 | 0.0 |
| | 令和3年度 | 7.0 | 10.4 | 18.2 | 23.0 | 15.8 | 25.6 | 0.0 | 0.0 |
| | 令和7年度 | 5.5 | 8.0 | 14.9 | 22.0 | 18.0 | 31.5 | 0.0 | 0.1 |
| 全国（公立） | 平成28年度 | 6.8 | 9.9 | 19.8 | 27.0 | 15.9 | 20.6 | 0.1 | 0.0 |
| | 令和元年度 | 7.0 | 11.3 | 21.5 | 25.9 | 15.6 | 18.7 | 0.0 | 0.0 |
| | 令和3年度 | 7.4 | 10.8 | 19.2 | 23.8 | 14.7 | 24.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 令和7年度 | 6.4 | 8.8 | 15.9 | 22.1 | 17.4 | 29.2 | 0.0 | 0.1 |

【中学校】質問調査対象：中学校3年生

単位：％

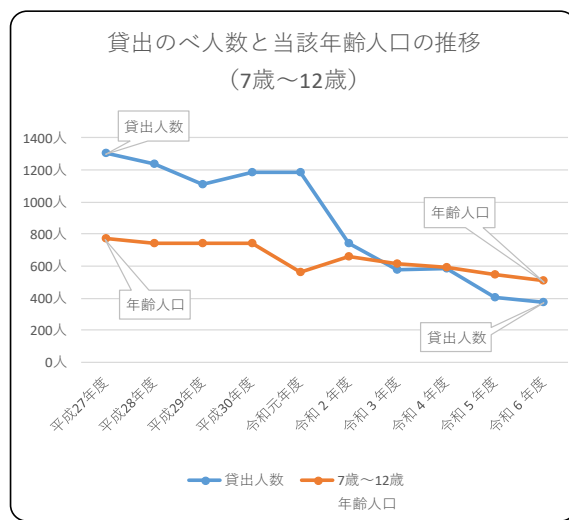
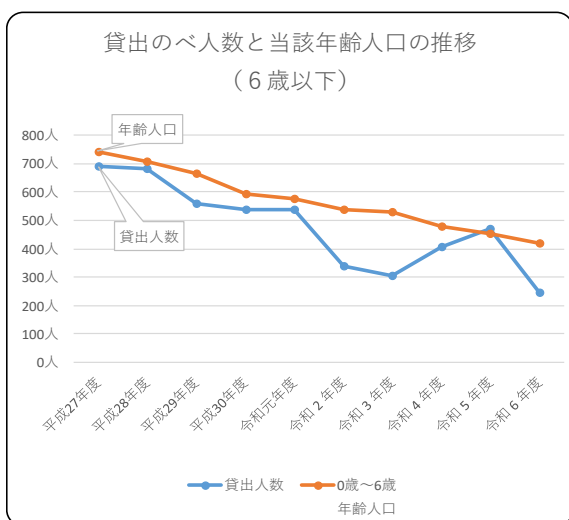
| 選択肢（回答） | | 2時間以上 | 1時間以上、2時間より少ない | 30分以上、1時間より少ない | 10分以上、30分より少ない | 10分より少ない | 全くしない | その他 | 無解答 |
|---------|--------|-------|----------------|----------------|----------------|----------|-------|-----|-----|
| 尾鷲市 | 平成28年度 | 8.5 | 5.4 | 13.1 | 18.5 | 15.4 | 39.2 | 0.0 | 0.0 |
| | 令和元年度 | 2.6 | 7.9 | 17.5 | 27.2 | 21.1 | 22.8 | 0.9 | 0.0 |
| | 令和3年度 | 7.8 | 10.3 | 19.0 | 12.1 | 18.1 | 31.9 | 0.9 | 0.0 |
| | 令和7年度 | 7.2 | 1.0 | 7.2 | 22.7 | 16.5 | 42.3 | 0.0 | 3.1 |
| 三重県（公立） | 平成28年度 | 5.2 | 7.6 | 13.2 | 20.4 | 13.9 | 39.6 | 0.1 | 0.1 |
| | 令和元年度 | 4.1 | 6.9 | 13.2 | 21.3 | 15.7 | 38.7 | 0.0 | 0.1 |
| | 令和3年度 | 5.4 | 8.1 | 13.4 | 19.2 | 13.2 | 40.5 | 0.2 | 0.1 |
| | 令和7年度 | 3.2 | 5.2 | 10.8 | 17.2 | 15.6 | 44.4 | 0.0 | 3.7 |
| 全国（公立） | 平成28年度 | 5.5 | 8.1 | 14.6 | 21.5 | 13.1 | 37.2 | 0.0 | 0.1 |
| | 令和元年度 | 4.8 | 7.6 | 14.6 | 23.4 | 14.8 | 34.8 | 0.0 | 0.1 |
| | 令和3年度 | 5.5 | 8.6 | 14.8 | 21.2 | 12.4 | 37.4 | 0.2 | 0.1 |
| | 令和7年度 | 3.6 | 6.0 | 11.8 | 19.0 | 14.8 | 41.8 | 0.0 | 3.1 |

尾鷲市立図書館における子どもの利用状況の推移（平成27年度～令和6年度）

年齢別貸出のべ人数の推移 ①（6歳以下、7歳～12歳）

| | 6歳以下 | | | | |
|--------|-----------|-----|-----|-------------------------|------------------------------|
| | 貸出のべ人数(人) | | | 参考数値 | |
| | 男 | 女 | 計 | 10/1現在 当該年齢 人口(人) | 当該年齢 人口に対 する貸出 人数割合 |
| 平成27年度 | 290 | 401 | 691 | 743 | 93.0% |
| 平成28年度 | 372 | 310 | 682 | 707 | 96.5% |
| 平成29年度 | 359 | 198 | 557 | 665 | 83.8% |
| 平成30年度 | 266 | 272 | 538 | 593 | 90.7% |
| 令和元年度 | 273 | 264 | 537 | 578 | 92.9% |
| 令和2年度 | 191 | 146 | 337 | 536 | 62.9% |
| 令和3年度 | 160 | 146 | 306 | 531 | 57.6% |
| 令和4年度 | 252 | 153 | 405 | 479 | 84.6% |
| 令和5年度 | 210 | 261 | 471 | 454 | 103.7% |
| 令和6年度 | 104 | 142 | 246 | 421 | 58.4% |

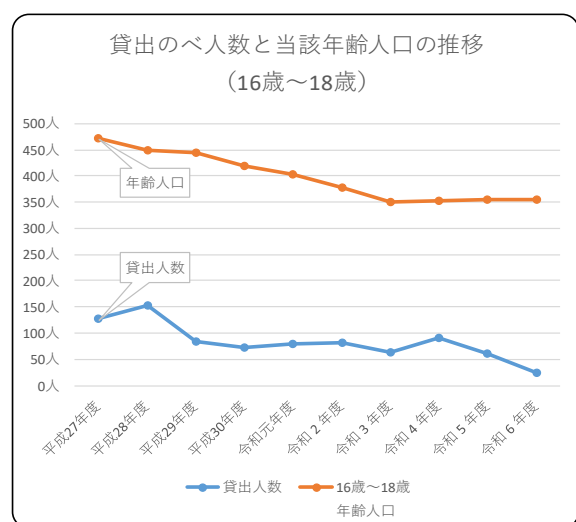
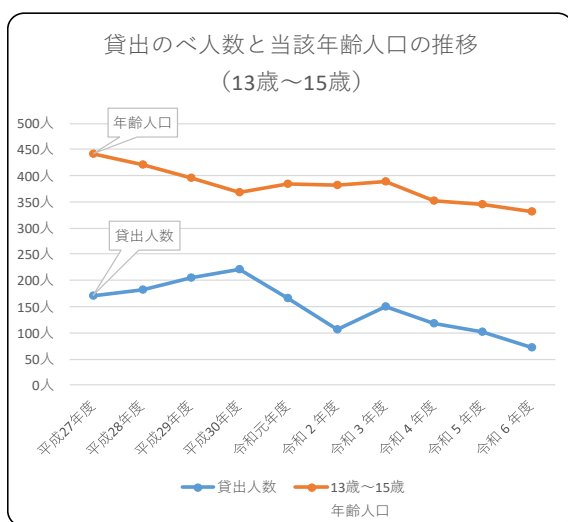
| | 7歳～12歳 | | | | |
|--------|-----------|-----|-------|-------------------------|------------------------------|
| | 貸出のべ人数(人) | | | 参考数値 | |
| | 男 | 女 | 計 | 10/1現在 当該年齢 人口(人) | 当該年齢 人口に対 する貸出 人数割合 |
| 平成27年度 | 568 | 734 | 1,302 | 771 | 168.9% |
| 平成28年度 | 469 | 767 | 1,236 | 745 | 165.9% |
| 平成29年度 | 347 | 762 | 1,109 | 742 | 149.5% |
| 平成30年度 | 426 | 755 | 1,181 | 742 | 159.2% |
| 令和元年度 | 501 | 680 | 1,181 | 561 | 210.5% |
| 令和2年度 | 321 | 421 | 742 | 659 | 112.6% |
| 令和3年度 | 244 | 332 | 576 | 611 | 94.3% |
| 令和4年度 | 278 | 309 | 587 | 590 | 99.5% |
| 令和5年度 | 195 | 211 | 406 | 543 | 74.8% |
| 令和6年度 | 153 | 218 | 371 | 509 | 72.9% |



年齢別貸出のべ人数の推移 ② (13歳～15歳、16歳～18歳)

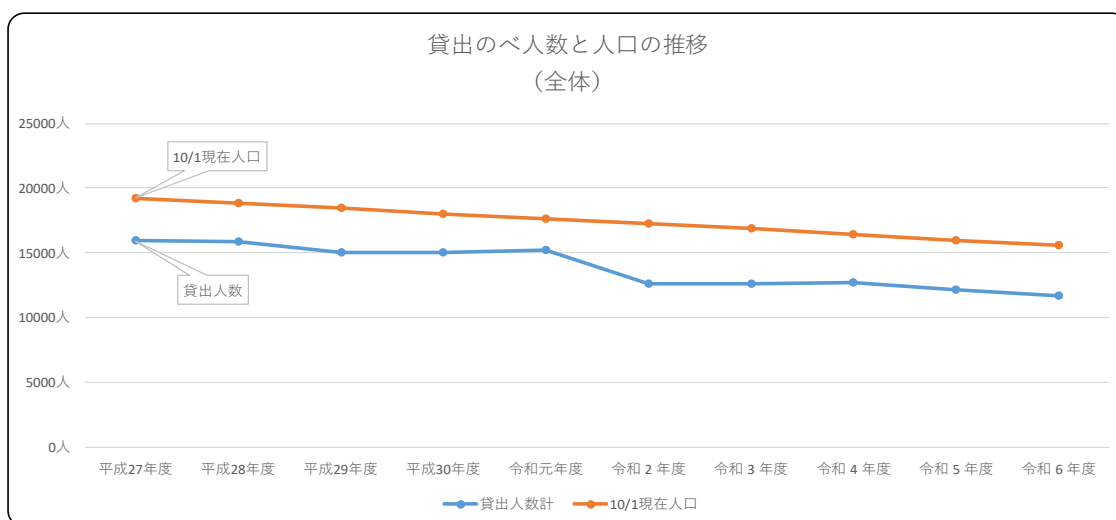
| | 13歳～15歳 | | | | |
|--------|-----------|-----|-----|-------------------------|------------------------------|
| | 貸出のべ人数(人) | | | 参考数値 | |
| | 男 | 女 | 計 | 10/1現在 当該年齢 人口(人) | 当該年齢 人口に対 する貸出 人数割合 |
| 平成27年度 | 42 | 128 | 170 | 442 | 38.5% |
| 平成28年度 | 50 | 133 | 183 | 421 | 43.5% |
| 平成29年度 | 62 | 142 | 204 | 396 | 51.5% |
| 平成30年度 | 54 | 168 | 222 | 368 | 60.3% |
| 令和元年度 | 68 | 98 | 166 | 384 | 43.2% |
| 令和2年度 | 28 | 78 | 106 | 382 | 27.7% |
| 令和3年度 | 66 | 83 | 149 | 389 | 38.3% |
| 令和4年度 | 25 | 93 | 118 | 353 | 33.4% |
| 令和5年度 | 25 | 77 | 102 | 345 | 29.6% |
| 令和6年度 | 8 | 64 | 72 | 332 | 21.7% |

| | 16歳～18歳 | | | | |
|--------|-----------|----|-----|-------------------------|------------------------------|
| | 貸出のべ人数(人) | | | 参考数値 | |
| | 男 | 女 | 計 | 10/1現在 当該年齢 人口(人) | 当該年齢 人口に対 する貸出 人数割合 |
| 平成27年度 | 37 | 90 | 127 | 471 | 27.0% |
| 平成28年度 | 54 | 98 | 152 | 448 | 33.9% |
| 平成29年度 | 32 | 53 | 85 | 445 | 19.1% |
| 平成30年度 | 29 | 44 | 73 | 418 | 17.5% |
| 令和元年度 | 36 | 44 | 80 | 403 | 19.9% |
| 令和2年度 | 30 | 52 | 82 | 377 | 21.8% |
| 令和3年度 | 13 | 51 | 64 | 350 | 18.3% |
| 令和4年度 | 50 | 41 | 91 | 353 | 25.8% |
| 令和5年度 | 10 | 50 | 60 | 355 | 16.9% |
| 令和6年度 | 3 | 22 | 25 | 355 | 7.0% |



年齢別貸出のべ人数の推移 ③ (全体)

| | 全体 | | | | | | |
|--------|-----------|-------|-------|--------------------|--------|-----------------|----------------------|
| | 貸出のべ人数(人) | | | | | 参考数値 | |
| | 男 | 女 | 団体貸出 | 年齢不詳 および 仮登録 | 計 | 10/1現在 人口(人) | 人口に対す る貸出人数 割合 |
| 平成27年度 | 5,651 | 9,811 | 468 | 3 | 15,933 | 19,216 | 82.9% |
| 平成28年度 | 5,566 | 9,708 | 540 | 24 | 15,838 | 18,817 | 84.2% |
| 平成29年度 | 5,119 | 9,337 | 572 | 18 | 15,046 | 18,444 | 81.6% |
| 平成30年度 | 5,171 | 9,092 | 704 | 26 | 14,993 | 17,974 | 83.4% |
| 令和元年度 | 5,265 | 8,993 | 900 | 55 | 15,213 | 17,649 | 86.2% |
| 令和2年度 | 4,524 | 7,251 | 786 | 55 | 12,616 | 17,253 | 73.1% |
| 令和3年度 | 4,269 | 7,231 | 1,000 | 53 | 12,553 | 16,852 | 74.5% |
| 令和4年度 | 4,320 | 7,452 | 857 | 72 | 12,701 | 16,429 | 77.3% |
| 令和5年度 | 3,934 | 7,399 | 768 | 57 | 12,158 | 15,955 | 76.2% |
| 令和6年度 | 3,577 | 7,301 | 735 | 29 | 11,642 | 15,603 | 74.6% |



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進する尾鷲市子どもの読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他目的達成のために必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者の内から構成する。

- (1) 保育、幼児教育関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 読書ボランティア関係者
- (4) 保護者代表
- (5) 教育・行政機関関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、尾鷲市立図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

尾鷲市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

| | 氏 名 | 所 属 等 | 備 考 |
|----|---------|---------------------------------|-------|
| 1 | 渡 邊 史 次 | 尾鷲市教育委員会教育総務課 調整監 | 委 員 長 |
| 2 | 奥 村 隆 志 | 尾鷲市校長会 会長 | 副委員長 |
| 3 | 石 川 郷 子 | 尾鷲市社会教育委員 | |
| 4 | 奥 藤 遥 子 | 三重県立尾鷲高等学校 学校司書 | |
| 5 | 北 川 志 保 | 尾鷲市立とちのもり保育園 園長 | |
| 6 | 嶋 田 まどか | 尾鷲市立尾鷲中学校 教諭(国語科) | |
| 7 | 土 肥 由 紗 | 図書館ボランティア | |
| 8 | 中 村 照 | 尾鷲市PTA連合会 育成部長 | |
| 9 | 西 村 康 代 | 子育て支援センターちびっこひろば センター長 | |
| 10 | 東 勝 美 | 学校図書館ボランティア | |
| 11 | 山 本 理 江 | 尾鷲市福祉保健課健康づくり係 係長 | |
| | 世 古 基 次 | 尾鷲市教育委員会生涯学習課 課長 | 事 務 局 |
| | 筈 谷 実也子 | 尾鷲市教育委員会生涯学習課 生涯学習係 主幹兼係長 | 事 務 局 |
| | 仲 浩 紀 | 尾鷲市教育委員会生涯学習課 尾鷲市立図書館 副参事兼館長 | 事 務 局 |
| | 三 鬼 満 保 | 尾鷲市教育委員会生涯学習課 尾鷲市立図書館 主査 | 事 務 局 |

用語解説

【あ行】

ICT（アイ・シー・ティー）

インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジー（Information and Communication Technology：情報通信技術）の略語で、コンピュータなど情報技術（IT）に通信・伝達（Communication）の要素を加えた、情報共有や相互コミュニケーションを円滑にする技術の総称。

メール、SNS（⇒「SNS」参照）、クラウドサービスなど、人やモノをつなぐ技術全般を指し、業務効率化やDX（⇒「DX」参照）の基盤として広く活用される。

青空図書館

平成27年度「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における尾鷲市の人口減少対策としての子育て支援事業の一つ「本読み子育て推進事業」の一環として、平成30年度から実施された子どもの読書活動と子育て支援を推進する図書イベント。

「本読み子育て推進事業」とは、子どもの読書活動を通じた本市の子育て支援の充実を図るもので、地域で子どもを見守り育てる「見守り子育て推進事業」、豊かな自然・歴史・文化体験を通じて子どもを育む「わんぱく子育て推進事業」との3施策の推進により「子育てしたい・しやすいまち尾鷲」の魅力を強化し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ定住・移住を促進するための事業。

同じく、同戦略における子育て支援事業の一環として平成29年度から始まった、市内の子育て支援団体と子育て5課（⇒「子育て5課」参照）が共催する子育て支援イベント「子育てHAPPYDAY（⇒「子育てHAPPYDAY」参照）」が拡大発展するなか、平成30年度に本読み子育て推進事業に係る子育てHAPPYDAYとして「青空図書館」の初回が熊野古道センターを主会場として行われた。

その後、会場を中央公民館に移し、また、令和元年からは事業を「地域人材を活かした子育てHAPPY事業」の一環と位置付け、令和4年度まで開催。

市立図書館では、ブックトラックを利用した移動図書館や図書のリサイクル、絵本の展示、読み聞かせ、読書に関するトークショーなどの企画を行った。

朝読書（朝の10分間読書）

小・中・高等学校において、ホームルームや授業の始まる前などの10分間、生徒や教師がそれぞれに自分の読みたい本を読む朝の読書活動のこと。

わずかな時間でも毎日続けることで読書が好きになり、読解力や学力の向上につながる効果や読書活動の習慣化につながることを期待されている。

家読（うちどく）

家読とは「家庭読書」の略語で、家庭において本を読み、家族や身近な人などと読んだ本について感想を話し合ったり本をすすめ合ったり、同じ本を読んだりする活動のこと。

本を通じた家族のコミュニケーションにより、読書の楽しさを共有することや家族のきずなを深めることなどを目的とした取り組み。

SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略語。

インターネットを介してコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。

おはなしだっこ

毎月第1木曜日に市立図書館で開催している、図書館ボランティアサークル「おはなしポケット（⇒「おはなしポケット」参照）」のメンバーによるおはなし会。

乳児を対象に、読み聞かせや手あそび、わらべうたなどを通して、赤ちゃんが多くの言葉や絵本と出会う機会と、参加した保護者同士のコミュニケーションの場を提供している。

おはなしのひろば

毎月第2・第3土曜日に市立図書館で開催している、図書館ボランティアサークル「ポランの会（⇒「ポランの会」参照）」のメンバーや市立図書館職員によるおはなし会。

幼児から小学校低学年を対象に、読み聞かせや紙芝居、手あそびや工作などを通して、子どもたちが読書活動に興味をもつための講座が行われている。

おはなしポケット

平成21年（2009年）に発足した図書館ボランティアサークル（⇒「図書館ボランティア」参照）。

子どもたちを中心として地域に読書を普及する活動を行っており、毎月第1木曜日に市立図書館で開催するおはなし会「おはなしだっこ（⇒「おはなしだっこ」参照）」での読み聞かせや、市内の保育園や放課後児童クラブ（⇒「放課後児童クラブ」参照）等で読み聞かせを行っている。

【か行】

学校図書館（室）

学校図書館法に基づき、小・中・高等学校に設置が義務付けられている図書施設のこと。制度上は「学校図書館」だが、学校によっては「図書室」として設置されている。

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」や「学習・情報センター」としての機能、教員のサポート機能、子どもたちの「居場所」を提供する機能、家庭・地域における読書活動を支援する機能などがあるとされている。

学校図書館司書・学校司書

学校図書館法に基づき、小・中・高等学校の図書館で蔵書の管理、図書の提供、読書指導、学習活動の支援を専ら行う専門職員（※学校図書館法上は「学校司書」。市職員の職名としては「学校図書館司書」が採用されている）。

司書教諭（12学級以上の学校に配置）や図書館教育担当などと協力し、学校図書館（室）（→「学校図書館（室）」参照）を読書活動の拠点として機能させる役割を担っている。

学校図書館ボランティア

学校図書館（室）（→「学校図書館（室）」参照）をサポートし、図書の整理や貸出補助、読み聞かせを行うなど、児童や生徒の読書活動を支える人や、その活動のこと。

G I G A（ギガ）スクール構想

学校における児童・生徒1人1台の端末割り当てや高速大容量通信ネットワーク等の学校ICT（→「ICT」参照）環境を整備・活用することによって、教育の質の向上を目指すとともに、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的として国が進める事業。

9か月妊婦面談

令和7年度から全国的に開始された妊婦面談で、妊婦が安心して出産や育児にのぞめるよう支援する保健師による面談。

面談時には、相談対応に加えて胎児期からの語りかけや乳児期からの読み聞かせなどの大切さが伝えられ、本市では赤ちゃん向け絵本のプレゼントが行われている。

子育て5課

本市における子育て支援施策に携わる部署であり、「福祉保健課」「市民サービス課」「政策調整課」「教育総務課」「生涯学習課」の5課のこと。

子育て支援センター

0歳から就学前までの保育園や認定こども園、幼稚園に通っていない子どもと保護者を対象に、通園による親子教室や親子の交流を目的とした行事、園庭開放や育児相談、子育てに関する情報提供などを行う子育て支援施設。

本市には、子育て支援センター「ちびっこひろば」が開設されている。

子育て HAPPYDAY (ハッピーデー)

平成26年度より尾鷲市の少子化対策の取り組みとして開催された「尾鷲子育てまちづくり座談会」における平成28年度座談会で提案された事業。

当時、市内各地でさまざまな取り組みを行っていた多様な地域の子育て支援団体と、子育て支援に関係する本市の5つの部署(➡「子育て5課」参照)が協働して実施した、地域の子どもと子育て世帯が一日楽しみ、官民共同の取り組みによって「子育てしたい・しやすいまち尾鷲」の魅力を市内外に発信する子育て支援イベント。

「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における尾鷲市の人口減少対策として行われ、平成29年度の初回は年1回の開催であったが、取り組みの拡大が望まれたことで翌年度は年4回開催し、以降、年3回開催の形で現在に至る。

これまで行われた子育て HAPPYDAY は「Mother's Happy Day」「夏休み HAPPYDAY」「青空図書館(➡「青空図書館」参照)」「夏休みホラーナイト」「HAPPY ワーク in にゃんにゃん王国」「親子でお花見縁日 in 中村山」「HAPPY ランド in にゃんにゃん王国」など。

子ども読書会

昭和42年(1967年)から継続している市立図書館の子ども向け読書活動講座。

子どもたちに読書に親しんでもらうことや読書活動の習慣化などを目的として、読み聞かせや詩の朗読、実験や工作、群読などバラエティーに富んだ内容で、毎年5回から10回の連続講座として実施している。

令和元年度からは、その主旨を継続しながら参加者の拡大を図るため、本市の放課後子ども教室事業「いきいき尾鷲っ子(➡「放課後子ども教室」参照)」の一環と位置付け、連携を図りながら実施されている。

子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動への関心と理解を深め、読書意欲を高めるために制定された記念日。

毎年、記念日である4月23日には全国的にさまざまな取り組みが行われる。

こどもの読書週間

子どもが読書の喜びを知り本と親しむ機会を増やすことを目的に、公益社団法人読書推進運動協議会が定めた期間で、4月23日の子ども読書の日(➡「子ども読書の日」参照)から5月12日まで、約3週間の期間。

以前は子ども読書の日から5月5日の「こどもの日」を挟む2週間であったが、国が「子ども読書年」と定めた平成12年(2000年)以降、現在の期間に延長された。

毎年、期間中には全国的に子どもの読書活動推進に係るさまざまな取り組みが行われる。

【さ行】

調べ学習

子どもが興味や疑問をもったテーマについて、自ら本やインターネット、実地調査（見学・観察）などを通じて情報を収集・分析し、意見や結論をレポートや作品にまとめる探究的な学習法。

子どもの主体的な問題解決能力を養うもので、主に「総合的な学習の時間」で行われる。

出張おはなし会

市立図書館が行うおはなし会で、図書館ボランティアや市立図書館職員が保育園や認定こども園、小学校などへ出向いて行うおはなし会。

出張ブックトーク

市立図書館が行うブックトーク（→「ブックトーク」参照）で、市立図書館職員や図書館ボランティアが小中学校などへ出向いて行うブックトーク。

【た行】

DX（ディー・エックス）

デジタルトランスフォーメーション（Digital：デジタル Transformation：変化・変容）の略（ただし、トランスフォーメーションの接頭語である「Trans」について、英語圏での略語表記が「X」とされるため「DX」と表記）。

自治体においては、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させることや業務の効率化を図ることをいう。

図書委員会

学校図書館（室）（→「学校図書館（室）」参照）の運営サポートと学校における児童・生徒の読書活動を推進する児童・生徒らが主体の組織。

学校図書館司書（→「学校図書館司書・学校司書」参照）や図書館教育担当らの支援のもと、図書の貸出や返却、本の整理や図書だよりの発行、図書イベントの企画・運営などを担当し、全校児童・生徒に親しまれる学校図書館（室）を目指して活動する。

図書館記念日

図書館法が昭和25年（1950年）4月30日に交付されたことを記念し、昭和46年（1971年）に公益社団法人日本図書館協会が定めた記念日。

記念日である4月30日は、こどもの読書週間（→「こどもの読書週間」参照）期間内でもあり、毎年、全国的にさまざまな読書活動推進の取り組みが行われる。

図書館ボランティア

本計画では「市立図書館が関わりをもつ、主に市内で自主的に読書活動を行っている人やグループとその活動」のことをいう。

図書館ボランティアの活動には、地域の子どもや住民に本や読書活動の魅力を伝える活動や、市立図書館の運営支援を行う活動、ボランティア会員同士の読書活動に取り組むものがあり、こどもの読書活動の推進においては、①市立図書館や保育園（→「保育園・認定こども園」参照）、学校等での読み聞かせを行う「読書ボランティア」や、②市立図書館で書棚の整理や図書の修繕、イベント企画等の運営サポートに携わる「図書館ボランティア」の役割を担っている。

読書会

本が好きな人たちが集まり、自分が読んだ作品についての感想や感動を自由に話し合う会の中で、参加者同士の会話を通じて、読み手の思いを共有したり、自己の観点だけでは気づけなかった作品の魅力を発見できるなど、読書体験を深めることができる活動。

読書週間

戦後の爪痕が残る昭和22年（1947年）、「読書の力によって、平和な文化国家を創ろう」との決意のもと、日本図書館協会や日本出版協会ほか、報道機関や文化関連機関などによって結成された「読書週間実行委員会」によって定められた期間。

当初は11月17日から23日までの1週間であったが、第2回目から、文化の日である11月3日を挟む10月27日から11月9日までの2週間となった。

毎年、期間中には全国の図書館や書店においてさまざまな取り組みが行われる。

なお、読書週間実行委員会の主旨を引き継ぎ、現在の公益社団法人読書推進運動協議会が発足した。

【は行】

ビブリオバトル

「書籍：ビブリオ」と「戦い：バトル」を組み合わせた読書会（→「読書会」参照）の一種で、自分が面白いと思った本を発表者が互いに紹介し合うゲーム形式の書評合戦。

発表者は、それぞれ自分が推薦する本について一定のルール（公式戦においては公式ルールあり）のもとでプレゼンテーションを行い、参加者から「最も読みたくなった本」として選ばれることを競い合う。

読書への興味を広げるとともに、コミュニケーション能力や傾聴力、プレゼンテーション能力を向上させることなどを目的としている。

ブックスタート

すべての赤ちゃんに、絵本と絵本を通じた楽しい時間をプレゼントする全国的な活動。

本市では、保健師による乳児家庭全戸訪問（すこやか訪問）時に行われ、家族が絵本を紹介して赤ちゃんに語り掛けることの大切さの啓発や、赤ちゃん向け絵本のプレゼント、絵本リストの配布が行われている。

ブックステップ

ブックスタート（⇒「ブックスタート」参照）等によって絵本に親しむきっかけをもった赤ちゃんと保護者に、幼児期からの絵本に親しむきっかけ作りとその後の読書習慣につなげることを目的に行われる全国的な活動。

本市では、幼児健診の機会において、保健師からおすすめ絵本リストの配布が行われている。

ブックトーク

1冊の本の紹介や複数の本をただ推奨するなどの一般的な本の紹介と違い、一定のテーマに関連付けて複数の本を選び、それらをつないで紹介する手法や活動のこと。

本市では、子どもたちの読書への興味を引き出すことを目的として、市立図書館職員や教師等がテーマに沿った本を数冊選び、その本の一部やおすすめポイントを小中学生に紹介するブックトークを行っている。

ブックリスト

推奨や紹介するためなどの目的で、一定の基準で選択された図書目録のこと。

市立図書館では、市内の小中学生に向けて「おすすめのほん」リストを作成し、これを利用したブックトーク（⇒「ブックトーク」参照）を行っている。

プレパパママ教室

妊娠期からの胎児への働きかけの大切さや育児の方法を理解してもらい、出産後の育児においてより良い親子関係が築けるよう支援するとともに、参加者同士の交流を通して出産を迎える夫婦の不安を軽減することや、絵本を活用した子育て支援と市立図書館が身近となるきっかけづくりを目標に、福祉保健課が実施した事業。

全ての妊娠・出産を迎えた家庭に対する「伴走型相談支援事業」が開始されたことに伴い、令和5年度で事業を終了した。

保育園・認定こども園

共働きなどで日中家庭での保育が困難な保護者に代わり0歳から就学前までの乳幼児を保育や教育する施設。

市内には現在、5か所の保育園と1か所の認定こども園がある。

| 名 称 | 所 在 地 | 定 員 |
|----------------------------|----------------|--------------------|
| 尾鷲第一保育園 | 尾鷲市小川西町14番7号 | 80人 |
| 尾鷲第三保育園 | 尾鷲市北浦西町1381番地3 | 60人 |
| ひのきっここども園 (幼保連携型認定こども園) | 尾鷲市古戸町5番15号 | 1号：15人 2・3号：65人 |
| 矢浜保育園 | 尾鷲市矢浜二丁目24番1号 | 40人 |
| 尾鷲乳児保育園 | 尾鷲市小川西町14番8号 | 60人 |
| とちのもり保育園 (小規模保育事業) | 尾鷲市賀田町319番地 | 19人 |

放課後子ども教室

平日の放課後や土曜日、夏休み等にすべての小学生を対象として、小学校の余裕教室や公民館等において児童が安全・安心に過ごし多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て多様な学習・体験プログラムを行う事業。

本市では、平成20年12月より、住民ら有志による「いきいき尾鷲っ子実行委員会」とともに放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」を開設し、子ども読書会(→「子ども読書会」参照)を含む文化・自然・スポーツ・ものづくり体験など多彩な講座を毎年、年間約40回程度実施しており、いずれも定員を大きく上回る人気講座となっている。

放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間不在となる家庭の小学生を対象に、放課後や夏休み期間などにおいて小学校の余裕教室等を活用し、さまざまな遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成と保護者が安心して働くことのできる環境を提供する子育て支援事業およびその活動を行う団体等のこと。

本市では、以下の2つの放課後児童クラブが運営されている。

| 名 称 | わんぱくクラブ | くれよん |
|---------|----------------|---------------|
| 運 営 主 体 | 社会福祉法人尾鷲民生事業協会 | 特定非営利活動法人あいあい |
| 所 在 地 | 尾鷲市中村町4番58号 | 尾鷲市栄町5番5号 |
| 対象小学校 | 尾鷲小学校(1～4年生) | 宮之上・矢浜・向井小学校 |
| 定 員 | 約50人 | 約40人 |
| 備 考 | 旧尾鷲幼稚園2階 | 福祉保健センター4階 |

ポランの会

平成2年（1990年）に発足した図書館ボランティアサークル（⇒「図書館ボランティア」参照）。

テーマを決めて会員たちが絵本や児童書を読み話し合うことで、楽しみながら知見を広げつつ地域に読書の輪を広げる活動を行っており、毎月第2・第3土曜日に市立図書館で開催するおはなし会「おはなしのひろば（⇒「おはなしのひろば」参照）」での読み聞かせや、市内外の小学校でおはなし会を行っている。

本よもうねっとプラン

三重県が令和7年3月に策定した「第五次三重県子ども読書活動推進計画」で、子どもの読書機会の確保と、全ての子どもにそばに本がある環境づくりを目指す計画。

【ま行】

文部科学省「全国学力・学習状況調査」

全ての小学6年生と中学3年生を対象に毎年4月頃実施する調査で、義務教育の機会均等と水準維持・向上を目的とし、教科の知識・活用力と生活習慣・学習環境を把握・分析し、指導改善に役立てるための調査。

平成28年度、令和元年度、3年度、7年度には子どもの読書時間に関する調査を実施。

【や行】

YA（ヤングアダルト）図書

中高校生を中心とした10代を対象とする図書のことで、小説やライトノベル、雑誌や進路本など、多様なジャンル・種類の図書がある。

読み聞かせ

話者が聞き手に対して、本や絵本を声に出して読み、物語や言葉を聞かせる行為。

育児等において、子どもの言葉の習得、想像力や集中力の育成、心の栄養となる情操教育、親子の信頼関係を深めるコミュニケーション手段として、非常に有効とされている。

【ら行】

レファレンスサービス

司書等の図書館職員が、利用者が行う調査や研究等に役立つ資料や文献・情報などを、検索・提供・回答する、もしくは紹介するなどのサービスのこと。

第四次尾鷲市子どもの読書活動推進計画

～ 楽しい読書 本は未来へのとびら ～

2026年3月

発行 尾鷲市教育委員会

編集 尾鷲市教育委員会生涯学習課 尾鷲市立図書館

〒519-3616 尾鷲市中村町10番41号

TEL 0597-23-8282

FAX 0597-23-8283

E-mail tosyokan@city.owase.lg.jp